

近江八幡市の文化振興  
(平成30年度版)



近江八幡市伝統的建造物群保存地区

平成31年3月  
近江八幡市

## 第1章 文化振興基本計画の概要

### 1. 文化振興基本計画について

現代社会は、価値観の多様化やグローバル化、少子高齢化の深刻化、高度情報化への対応、地球環境問題、地域社会のつながりの希薄化など、人々の暮らしや都市を取り巻く状況は大きく変化し、先行き不透明な時代といわれています。こうしたなかで、人々は、単なる物質的な豊かさだけでなく、精神的なゆとりや豊かさを求め、文化に対する関心を寄せています。生きがいのある市民の暮らしと温かいふれあい、豊かな地域社会の形成に、近江八幡の文化特性を活かしていくことが期待されています。

国の動きとしては、平成13年に文化芸術政策の指針を定めた「文化芸術振興基本法」が制定されました。また平成24年には、実演芸術の水準向上を図った「劇場・音楽堂等活性化法」が成立し、公共劇場の使命を、教育機関、福祉機関との連携、地域コミュニティの活性化などに求めています。さらに、平成29年に「文化芸術振興基本法」が改正され成立した「文化芸術基本法」は、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など関連分野の政策と有機的に連携させることなどを盛り込みました。また同時に、社会包摂の概念を提示し、共生社会形成に向けた方法を示しており、このことは平成30年の「障害者文化芸術活動推進法」成立にもつながっています。

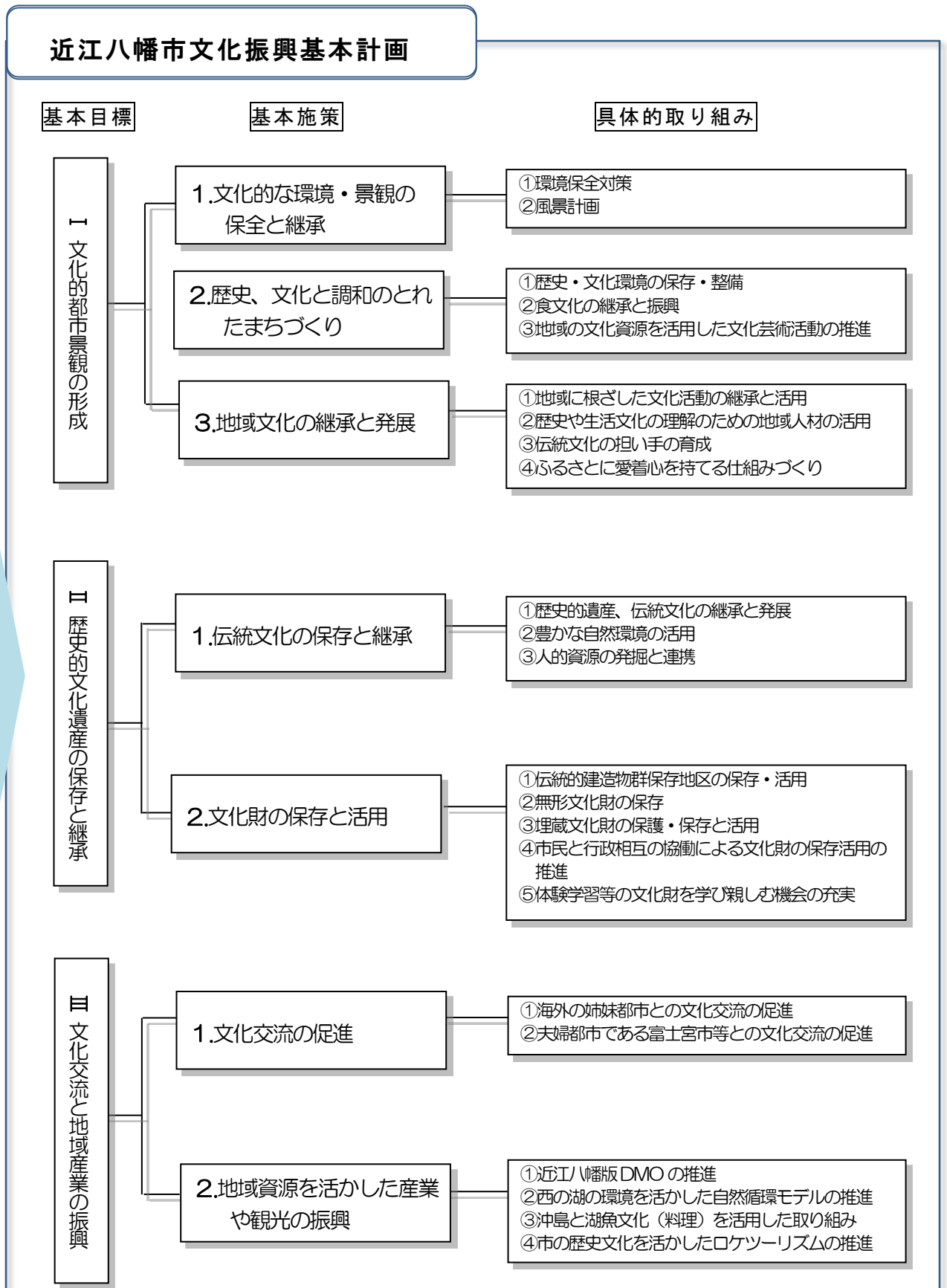
本市では、合併前の旧安土町において、昭和60年3月に「安土町文化条例」が制定され、また、旧近江八幡市においては、平成19年3月に「近江八幡市文化振興基本計画」が策定され文化施策を推進してきました。

合併後の平成26年3月には、「近江八幡市文化振興条例」が制定され、文化の振興に関する基本理念を定め、市および市民の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、個性豊かで活力ある地域の文化生活に寄与することとしています。

この条例に基づき、平成28年3月に平成28年度（2016年度）から2025年度までの10年間の計画の期間とする『近江八幡市文化振興基本計画』を策定しました。文化振興基本計画では、本市の有する多様な文化資源を活かして豊かな文化的都市景観を形成しながら、歴史的文化遺産を守り、地域産業の振興や文化活動の担い手の育成に資する、4つの基本理念を定め、その理念に基づき6つの基本方針を定めています。

2. 文化振興基本計画の体系

近江八幡市文化振興条例



基本目標

基本施策

具体的取り組み

Ⅳ 文化芸術活動の振興

1. 多様な文化活動の推進

- ① 市民主導の文化芸術活動の育成
- ② 地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造
- ③ 体験や参加、参画機会の充実
- ④ 文化芸術に接する機会の拡充
- ⑤ 誰もが文化活動に参加できる環境づくり
- ⑥ 顕彰の実施
- ⑦ 文化会館の積極的な利用

2. 文化の情報の収集と発信

- ① 文化情報の収集・発信
- ② 文化団体に関する情報の発信
- ③ 文化団体の交流の場の確保
- ④ 文化情報のネットワークづくり
- ⑤ 近江/幡市出身文化人・芸術家の把握と連携
- ⑥ 図書館資料と専門職員の充実

Ⅴ 文化活動の担い手の育成

1. 文化を創造する人材の育成

- ① 後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成
- ② 子どもたちの文化創造体験の拡充
- ③ 地域文化振興の担い手の育成

2. 文化によるまちづくり

- ① 市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興
- ② 地域の文化団体による文化活動の推進
- ③ 学校教育における文化活動の充実
- ④ 医療機関、福祉施設等との連携
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み

Ⅵ 協働の仕組みづくり

1. 文化施設の有効活用

- ① 文化会館の利用促進
- ② 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
- ③ 施設・設備の充実等
- ④ 県・近隣市町との交流・連携

2. 市民との協働

- ① 市民文化活動への支援の拡充
- ② 市民が主役の文化振興の仕組みづくり
- ③ 市民参画・協働型事業の充実

### 3. 計画の進行管理

近江八幡市文化振興基本計画の推進にあたっては、市や市民、文化団体、地域団体、文化人、アーティスト等それぞれによる主体的かつ活発な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、市の文化施策については、個別事業の進捗管理を中心に、関係各部局間が連携・調整を図り、効率的・体系的に施策を推進するものとし、「評価・検証・審議」を通して、文化振興基本計画との整合性を図りながら、文化振興推進のための施策を総合的に展開していきます。このため、次の組織により計画の実効性を高めていくこととしています。

#### 【文化振興審議会】

学識経験者、文化振興に関して識見を有する市民等で組織し、本市における文化施策全般についての審議を行う「文化振興審議会」において、社会情勢等も踏まえた幅広い視野や観点から、文化振興基本計画の各施策・事業の進捗管理や評価、事業提案等を行います。

#### 【文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会】

市の文化関連事業実施課職員の中から構成する、計画の進捗管理を行うための委員会で、各課が実施した文化関連事業について点検・評価を行います。

#### 【庁内体制および事務局】

市の総合政策部文化観光課に文化振興審議会および文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整を行い、文化振興関連施策の進捗管理や点検評価について企画調整を行います。

## 第2章 事務事業評価報告

### 1. 事務事業評価方法について（事後評価）

文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員会では、市の文化関連事業実施課が前年度に実施した事業について自己評価した結果を客観的に点検・評価し、文化振興基本計画の基本施策から見た事務事業評価を行いました。また、プロジェクト委員会で評価した結果を、文化振興審議会で幅広い観点から審議し、その結果を取りまとめました。

#### 【基本施策からみた事務事業評価】

文化振興基本計画では、4つの基本理念に基づき6つの基本目標を設定しています。基本目標にはそれぞれ基本施策と具体的取組があり、これらの体系に基づき各事務事業は実施されていますが、基本施策の立場から事務事業の貢献度、進捗状況等を評価し、文化振興の面から見た事務事業間の優先度を判定し総合的に評価しました。

プロジェクト委員会および文化振興審議会では、基本施策として各事務事業から相対的に力を入れて取り組む必要がある事務事業を重点事業として評価し、その結果を記載しています。なお、未選出事業であっても、今後、事業縮小、廃止を検討する性格の評価ではありません。

※事務事業評価結果は、最終的に市の方針として決定されるものではありませんが、市として現状をふまえ、今後どのように取り組むべきか方向性を見出すための重要な情報として位置付けています。したがって、市ではこの情報を事業実施課が有効に活用し、文化振興基本計画との整合に努めるものとします。

## 2. 事務事業一覧(平成29年度実施事業)

基本目標	基本施策	具体的取組	No.	事業名	担当課	文化の区分(※)	重点事業	
I 文化的都市景観の形成	1. 文化的な環境・景観の保全と継承	①環境保全対策	1	ひわごを美しくする運動	近江八幡市水産協議会(事務局:農業振興課)	都市文化(環境)		
			2	伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業	文化観光課	都市文化(景観)	●	
		②風景計画	4	風景計画区域内における行為の制限	都市計画課	都市文化(景観)		
	2. 歴史、文化と調和のとれたまちづくり	①歴史・文化環境の保存・整備	5	安土城下町地区整備事業	住民課	都市文化(環境)		
			6	河川管理事業	管理調整課	都市文化(環境)		
			7	選択無形文化財保存事業	文化観光課	都市文化		
		②食文化の継承と振興	8	水郷ブランド農産物認証制度	農業振興課	都市文化	●	
		③地域の文化資源を活用した文化芸術活動の推進	9	安土文芸の郷指定管理事業	文化観光課(指定管理)	都市文化 市民文化		
	3. 地域文化の継承と発展	①地域に根ざした文化活動の継承と活用	10	ふるさと文化育成事業(地域まちづくり支援交付金事業)	各学区まちづくり協議会(まちづくり支援課)	市民文化		
			11	文化団体活動支援事業	文化観光課	市民文化		
		②歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用	12	人生伝承塾	生涯学習課	市民文化 都市文化		
		③伝統文化の担い手の育成	13	伝統技術伝承講座	文化観光課	都市文化 市民文化		
		④ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり	14	やまのこ・たんぼのこ体験学習	学校教育課	市民文化(生活)	●	
II 歴史的文化遺産の保存と継承	1. 伝統文化の保存と継承	①歴史的遺産、伝統文化の継承と発展	15	茶道体験	幼児課	市民文化(生活)		
			16	図書館運営事業(地域資料のデジタル化)	図書館	都市文化		
			17	安土城天主信長の館 自主文化事業(安土文芸の郷指定管理事業)	文化観光課(指定管理)	都市文化 市民文化		
		②豊かな自然環境の活用	18	西の湖ヨシ灯り展の開催支援	環境課	都市文化		
		③人的資源の発掘と連携	再	人生伝承塾(12の再掲)	生涯学習課	都市文化 市民文化	●	
	2. 文化財の保存と活用	①伝統的建造物群保存地区の保存・活用	再	伝統的建造物群保存地区保存事業(2の再掲)	文化観光課	都市文化(景観)		
			19	指定文化財保存事業	文化観光課	都市文化(景観)		
		②無形文化財の保存	20	埋蔵文化財発掘調査事業	文化観光課	都市文化		
		③埋蔵文化財の保護・保存と活用	21	市史編纂事業	文化観光課	都市文化 市民文化	●	
		④市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進	22	旧伊庭家住宅施設維持管理事業	文化観光課	都市文化		
		⑤体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実	再	伝統技術伝承講座(13の再掲)	文化観光課	都市文化 市民文化		
		III 文化交流と地域産業の振興	1. 文化交流の促進	①海外の友好都市との文化交流の促進	23	国際交流事業	まちづくり支援課	市民文化 都市文化
24	朝鮮通信使関連推進事業				文化観光課	都市文化		
②夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進	25			広域観光および友好都市交流事業(富士宮市親善訪問)	文化観光課	市民文化 都市文化		
	26			夫婦都市児童相互交流事業	学校教育課	市民文化 都市文化		
2. 地域資源を活かした産業や観光の振興	①近江八幡版DMOの推進		27	広域観光プランニング事業	文化観光課	都市文化	●	
	②西の湖の環境を活かした自然循環モデルの推進							
	③沖島と湖魚文化(料理)を活用した取り組み		28	沖島離島振興事業	政策推進課	市民文化 都市文化		
	④市の歴史文化を活かしたロケツーリズムの推進		29	VR安土城事業	文化観光課	都市文化		
			30	ブルーツーリズム資源活用推進プログラム	文化観光課	都市文化		
IV 文化芸術創造都市の創造	1. 多様な文化活動の推進	①市民主導の文化芸術活動の育成	31	文化団体活動支援事業	文化観光課	市民文化		
			32	多文化共生推進事業	まちづくり支援課	都市文化 市民文化		
		②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造	再	茶道体験(15の再掲)	幼児課	市民文化(生活)		
			33	市民文化祭共催事業	文化会館	市民文化		
			34	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会(まちづくり支援課)	市民文化		
			35	音楽振興事業	文化観光課	市民文化 都市文化	●	
			36	ブックスタート事業	図書館	市民文化		
			37	図書館運営事業(おはなし会)	図書館	市民文化		
			38	図書館運営事業(ブックトーク)	図書館	市民文化		
			39	図書館運営事業(図書館見学)	図書館	市民文化		
	40	図書館運営事業(職場体験等)	図書館	市民文化				
	④文化芸術に接する機会の拡充	再	茶道体験(15の再掲)	幼児課	市民文化(生活)			
		41	自主文化事業	文化会館	市民文化	●		
		42	中央公民館講座	生涯学習課	市民文化			
		43	市民大学講座	生涯学習課	市民文化			
		44	やよいコンサート	総合医療センター経営企画課	市民文化(音楽)			
		45	絵画展示	総合医療センター総務課	市民文化(美術)			
46		左義長まつり写真コンクール	文化観光課	市民文化 都市文化				
再	関連施設における自主事業(安土文芸の郷指定管理事業)(9の再掲)	文化観光課(指定管理)	市民文化 都市文化	●				
48	関連施設における自主事業(匠の里、旧伊庭家住宅)	文化観光課(指定管理)	都市文化 市民文化					
49	関連施設における自主事業(資料館、旧西川家住宅、かわらみづがみ、特別史跡安土城跡ガイダンス施設)	文化観光課(指定管理)	都市文化 市民文化					
50	関連施設における自主事業(安土城郭資料館、白雲館)	文化観光課(指定管理)	都市文化 市民文化					
51	市美術展覧会	文化観光課	市民文化(美術)					

※市民文化…市民が創出する文化。年齢、性別、国籍や体力・障がいの有無にかかわらず、すべての人にアートに触れる権利があり、その権利を保障していこうとするもの。公平・平等・緻密がコンセプト。大きく分けて茶道、華道その他生活に係る生活文化と、音楽や美術等の芸術文化がある。

都市文化…単なるハードとしての空間設備や環境整備だけでなく、総体として(八幡堀、安土城跡等の)観光資源なども含む。人間同士のつながりを重視し選択的・集中的戦略的に行うべき政策。環境形成に関するもの、景観形成に関するものなどがある。

基本目標	基本施策	具体的取組	No.	事業名	担当課	文化の区分(※)	重点事業	
IV 文化芸術創造都市の創造	1. 多様な文化活動の推進	⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくり	52	人権フェスティバル	人権・市民生活課	市民文化	●	
			53	人権尊重のまちづくり市民講座	人権・市民生活課	市民文化		
			54	人権尊重のまちづくり推進員事業	人権・市民生活課	市民文化		
			再	市民文化祭共催事業(33の再掲)	文化会館	市民文化		
			55	図書館運営事業(貸館)	図書館	市民文化		
			56	障害者福祉事務事業	障がい福祉課	都市文化		
			57	市民共生センター運営事業(地域共生型サークルづくり)	障がい福祉課(市民共生センター)	市民文化	●	
			58	市民共生センター運営事業(はつらつのつどい)	障がい福祉課(市民共生センター)	市民文化		
			59	健康増進事業	健康増進課	市民文化		
		60	子ども文化芸術賞	文化観光課	都市文化			
	再	自主文化事業(41の再掲)	文化会館	市民文化				
	2. 文化の情報収集と発信	①文化情報の収集・発信	61	広報事業	秘書広報課	都市文化 市民文化	●	
			62	読書活動推進事業(館報、ホームページ)	図書館	市民文化		
			63	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化観光課	都市文化		
			64	マナビ通信	生涯学習課	市民文化		
		②文化団体に関する情報の発信	65	広報活動	各学区まちづくり協議会(まちづくり支援課)	都市文化 市民文化		
			66	文化団体機関紙発行(文化団体活動支援事業)	文化観光課	市民文化		
		再	市民文化祭共催事業(33の再掲)	文化会館	市民文化	●		
		④文化情報のネットワークづくり	再	各学区文化祭(34の再掲)	各学区まちづくり協議会(まちづくり支援課)	市民文化		
			再	広域観光プランニング推進事業(27の再掲)	文化観光課	都市文化		
		再	近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携	再	人生伝承塾(12の再掲)	生涯学習課	市民文化 都市文化	
		⑥図書館資料と専門職員の充実	67	読書活動推進事業(資料収集)	図書館	市民文化		
			68	読書活動推進事業(雑誌スポンサー)	図書館	都市文化		
		1. 文化を創造する人材の育成	①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成	69	グローバル八幡塾事業	総務課	都市文化	
				70	いきいき職員育成事業	総務課	都市文化	
				71	バイフオルガン奏者育成事業(安土文芸の郷指定管理業務)	文化観光課(指定管理)	都市文化 市民文化(音楽)	
			②子どもたちの文化創造体験の拡充	72	青少年美術展覧会	学校教育課	市民文化(美術)	●
				再	音楽振興事業(35の再掲)	文化観光課	市民文化 都市文化	
③地域文化振興の担い手の育成								
2. 文化によるまちづくり	①市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興		再	図書館運営事業(貸館)(55の再掲)	図書館	市民文化		
			再	文化団体活動支援事業(31の再掲)	文化観光課	市民文化	●	
	②地域の文化団体による文化活動の推進		再	文化団体活動支援事業(31の再掲)	文化観光課	市民文化		
			再	各学区文化祭(34の再掲)	各学区まちづくり協議会(まちづくり支援課)	市民文化		
	③学校教育における文化活動の充実	再	人生伝承塾(12の再掲)	生涯学習課	市民文化			
		再	図書館運営事業(ブックトーク)(38の再掲)	図書館	市民文化	●		
		73	図書館運営事業(学校図書館活用支援事業)	図書館	市民文化			
	④医療機関、福祉施設等との連携	74	お出かけ演奏会	文化観光課	市民文化(音楽)			
		再	やよいコンサート(44の再掲)	総合医療センター経営企画課	市民文化(音楽)			
		再	絵画展示(45の再掲)	総合医療センター総務課	市民文化(美術)			
75	市民共生センター運営事業	障がい福祉課(市民共生センター)	市民文化					
⑤東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み								
VI 協働の仕組みづくり	1. 文化施設の有効活用	再	市民文化祭共催事業(33の再掲)	文化会館	市民文化			
		76	近江八幡市文化振興審議会	文化観光課	都市文化	●		
		③施設・設備の充実等	77	図書館施設維持管理事業	図書館	市民文化		
			78	市民共生センター維持管理事業	障がい福祉課(市民共生センター)	都市文化		
			79	文化関連施設維持管理(指定管理施設)	文化観光課	都市文化		
			80	文化関連施設修繕(市立資料館)	文化観光課	都市文化	●	
		81	文化関連施設修繕(文化会館)	文化会館	都市文化			
		82	信長サミット	住民課	都市文化			
	④県・近隣市町との交流・連携	83	広域観光および友好都市交流事業	文化観光課	都市文化	●		
		再	ヴォーリス建築文化ネットワーク(63の再掲)	文化観光課	都市文化			
	2. 市民との協働	①市民文化活動への支援の拡充	再	図書館運営事業(貸館)(55の再掲)	図書館	市民文化		
			再	文化団体活動支援事業(31の再掲)	文化観光課	市民文化		
		84	文化関連事業に対する後援	文化観光課	都市文化			
		再	図書館運営事業(貸館)(55の再掲)	図書館	市民文化			
再		文化団体活動支援事業(31の再掲)	文化観光課	市民文化				
③市民参画・協働型事業の充実		85	市政モニター制度	秘書広報課	都市文化			
	86	広聴事業 未来を築く提言	秘書広報課	都市文化				

86事業+再掲28事業=114事業



### 3. 事務事業評価結果

## 基本目標 I 文化的都市景観の形成

文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めます。

### 基本施策 1. 文化的な環境・景観の保全と継承

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①環境保全対策		1	びわこを美しくする運動	市水産協議会（農業振興課）	都
	● ◎	2	伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業	文化観光課	都
		3	環境保全対策事業	環境課	都
②風景計画		4	風景計画区域内における行為の制限	都市計画課	都

#### 文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見

##### <伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業>

- ◎ 年間5件の修理・修景申請に対しコンスタントに対応できているのはよい。しかし他市に比べ所有者の負担が大きいことは今後の課題である。
- ◎ まちづくりの視点から伝統的建造物群を、またその間にある町家をどうするのか、全体的に考える必要がある。エリアマネジメントの重要性から、エリア、ゾーン全体のゼネラルプロデュース、コーディネート機能が非常に要求される。都市計画課もしくは都市整備部による、総合的な所謂ゼネコンとしてコントロールが必要である。
- ◎ 地区内の個別の空き家に関する事情を把握した上でのカウンセリングまたはコンサルティング機能が求められる。ゾーニングの問題があり都市整備部、都市計画課との協議が必要である。
- ◎ 事業者は市内に出店する際、文化都市景観について「まち全体をどうするのか」の前提となるものが定まっていると相談がしやすい。
- 「町なみ保存委員会」の平成21年の活動休止を受け、市には現在保存会組織がない。伝統的建造物を住民が利活用し地域活性化を図るといふ本来の制度趣旨からも、保存会組織の活発な地域を参考に、住民に向け普及啓発と、住民主体による組織の再活性化支援が必要である。
- 所有者の負担を軽くし、景観維持を達成するためには、他市よりも低い補助金の上限額を見直す必要がある。
- 空き家対策については、対象予備物件は多くあるものの、活用したい、住みたいとの需要があり売買が成立していることから、この流れを保ちつつ、空き家利活用のPRを継続していくことが重要である。

### 基本施策 2. 歴史、文化と調和のとれたまちづくり

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①歴史・文化環境の保存・整備		5	安土城下町地区整備事業	住民課	都
		6	河川管理事業	管理調整課	都
		7	選択無形文化財保存事業	文化観光課	都

②食文化の継承と振興	●	8	水郷ブランド農産物認証制度	農業振興課	都
③地域の文化資源を活用した文化芸術活動の推進		9	安土文芸の郷指定管理事業	文化観光課（指定管理）	都市

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見					
<p>&lt;水郷ブランド農産物認証制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水郷ブランドの認証を受けた農産物の値段は減農薬していない農作物と同等であるため、PR次第で販売促進され普及する可能性が高い。滋賀の野菜を京阪神から買いに来る人もいる。</li> <li>● 観光施策でもブランディング事業があり、様々な市の魅力発信を図っている。水郷地帯を目的とした観光客は多く、水郷ブランド農産物を観光パンフレットへ掲載するなど、観光施策との連携強化で相乗効果が期待される。また、市内事業者等へのアンケート調査では、地元業者の認知度が低かったことから、観光客だけでなく市内に向けたPRも必要である。まちづくり協議会や健康推進員（レシピの考案や紹介）等との連携も効果が期待できる。</li> <li>● ブランド化の利点も期待でき、環境負荷が少ないという恩恵も大きく貴重な取組である。</li> </ul>					

### 基本施策3. 地域文化の継承と発展

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①地域に根ざした文化活動の継承と活用		10	ふるさと文化育成事業（地域まちづくり支援交付金事業）	各学区まちづくり協議会（まちづくり支援課）	市
		11	文化団体活動支援事業	文化観光課	市
②歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用		12	人生伝承塾	生涯学習課	市都
③伝統文化の担い手の育成		13	伝統技術伝承講座	文化観光課	都市
④ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり	●	14	やまのこ・たんぼのこ体験学習	学校教育課	市

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見					
<p>&lt;やまのこ・たんぼのこ体験学習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● やまのこ事業は本市では沖島で実施しており、日本遺産にも認定されている沖島の地域の歴史も学べることから、子ども達にとって「ふるさとへの愛着心」を育む良い機会となっている。森林組合が管理する山で実施している県内他市町と異なり整備等の負担が大きく、渡船確保の課題もあり今後沖島での事業継続が危ぶまれているが、ぜひとも沖島での事業実施を継続すべきである。</li> <li>● 会場となる山の整備は地元住民や観光客のためにも必要なことから、市の沖島離島振興事業担当課や沖島離島振興協議会等の団体、地元住民たちとの連携強化が図れると良い。</li> <li>● たんぼのこ事業については、指導者の確保が難しくなってきたことことから、現在協力いただいている個人だけでなく、社会貢献に前向きな企業・団体等にも協力を仰ぐなど検討の余地がある。</li> </ul>					

## 基本目標Ⅱ 歴史的文化遺産の保存と継承

地域の文化財、伝統的行事等の歴史的文化遺産の保存と活用ならびに、伝統的芸能の継承と発展を図るため、歴史的文化遺産の調査、維持管理、修復、整備および公開に努めるとともに、伝統的芸能活動の場と鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講じます。

### 基本施策1. 伝統文化の保存と継承

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①歴史的資産、伝統文化の継承と発展		15	茶道体験	幼児課	市
		16	図書館運営事業（地域資料のデジタル化）	図書館	都
		17	安土城天主信長の館 自主文化事業（安土文芸の郷指定管理事業）	文化観光課（指定管理）	都市
②豊かな自然環境の活用		18	西の湖ヨシ灯り展の開催支援	環境課	都
③人的資源の発掘と連携	●	再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	都市
		再	伝統技術伝承講座（13の再掲）	文化観光課	都市

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見
<p>&lt;人生伝承塾&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材を登録した冊子は事業開始当初よく利用されていたが、現在活用は下火である。活用状況の把握や必要に応じた内容の更新、「こういう人を紹介してほしい」等、需要と供給のマッチングを行うなど、充実化を図ることが望ましい。</li> <li>● 多くの市民が登録人材を活用できるよう、市のHPへ掲載してはどうか。個人情報保護に留意し、名前（ニックネーム等でも可）、分野、活動対象範囲等、最低限の項目だけでも十分である。まずは存在を知ってもらうことが必要である。</li> <li>● 登録の際の審査基準がなく、登録にふさわしい内容かどうかの判断が困難となっている。他市の例を参考にしながら、一定の基準を設けるなどしてはどうか。また、人材確保の方法として、庁内各課への照会も有効である。地域で様々な能力を持つ方はまだまだ多いので、多様な人材が活用されることを期待する。</li> <li>● 将来的にはこの事業だけでなく、市全体として様々な分野に体系化し、多様な事柄で活用できると良い。</li> </ul>

## 基本施策2. 文化財の保存と活用

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①伝統的建造物群保存地区の保存・活用		再	伝統的建造物群保存地区保存事業（2の再掲）	文化観光課	都
②無形文化財の保存		19	指定文化財保存事業	文化観光課	都
③埋蔵文化財の保護・保存と活用		20	埋蔵文化財発掘調査事業	文化観光課	都
	●	21	市史編纂事業	文化観光課	都市
④市民と行政相互の協働による文化財の保存活用の推進		22	旧伊庭家住宅施設維持管理事業	文化観光課	都
⑤体験学習等の文化財を学び親しむ機会の充実		再	伝統技術伝承講座（13の再掲）	文化観光課	都市

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見
<p>&lt;市史編纂事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の歴史を総括する重要な事業であり、かつ市民にとって地域への理解を深めることができる資料となる。1～3巻までは多く購入されていたが、段々売り上げは低迷しており、今後はさらに普及や販売促進に力を入れる必要がある。</li> <li>● 市内観光施設等でのPRや、イベント時の景品にするなど、目に触れる機会を増やすことや、庁内各所属に対し事業関連箇所を紹介し活用を促すことも、普及・利活用に効果的ではないか。</li> <li>● 市史関連の講演会や勉強会等が地域で開催され、担当職員が講師として招聘されているが、現在は人員面から対応に若干の困難が生じている。今後の普及強化には、人員体制の整備も必要と思われる。</li> <li>● 講演会等においては歴史に造詣が深い人と、そうでない人とでは理解力に差がある。満足度をより上げるには基礎編、中級編、上級編等対象を分けるなどして、広く市の歴史と文化を普及できると良い。</li> </ul>

## 基本目標Ⅲ 文化交流と地域産業の振興

文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講じるとともに、市民の文化活動促進に資する地域産業の振興を図ります。

### 基本施策1. 文化交流の促進

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①海外の友好都市との文化交流の促進	●	23	国際交流事業	まちづくり支援課	市都
		24	朝鮮通信使関連推進事業	文化観光課	都
②夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進		25	広域観光および友好都市交流事業（富士宮市親善訪問）	文化観光課	市都
		26	夫婦都市児童相互交流事業	学校教育課	市都

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見
<p>&lt;国際交流事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● わいわいフェスタの内容は興味深いですが、あまり周知がされていない。広い会場の確保も課題であり、市内各施設への協力要請等、庁内外で連携が必要。旧伴家住宅や八幡コミュニティセンターなど、伝建地区に近い場所で開催できれば、市と日本らしさを知ってもらう良い機会にもなるのではないかと。</li> <li>● 料理教室では、国ごとの食文化について別々に学んでいるが、たとえば題材を国でなく食材にすることで、それぞれの国の地域性や食文化について互いに違いを知るとともに、自国の料理を参加者自身が紹介し合うなどして、交流を深める工夫などしても良いのでは。その際水郷ブランド農産物等（No.8）を使うとPRにもなり相乗効果があり尚良い。</li> <li>● 外国籍市民が普段交流できる施設が現在市にない。海外では日本人コミュニティと日本に興味のある現地の人とが、拠点施設や定期的にレストランを借りるなどして交流できる機会がある。交流センターなど日本籍市民とも交流でき、料理などもできるような拠点があると良い。</li> </ul>

### 基本施策2. 地域資源を活かした産業や観光の振興

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①近江八幡版DMOの推進	● ◎	27	広域観光ブランディング事業	文化観光課	都
②西の湖の環境を活かした自然循環モデルの推進					
③沖島と湖魚文化（料理）を活用した取り組み		28	沖島離島振興事業	政策推進課	市都

④市の歴史文化を活かしたロケツーリズムの推進	29	VR 安土城事業	文化観光課	都
	30	ブルーツーリズム資源活用推進プログラム	文化観光課	都

#### 文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見

##### <広域観光ブランディング事業>

- ◎ No.2の保存事業等をどう生かすかの観点にもなるので、必要なものを集中させるという考え方が重要になってくる。
- ◎ 昨年度から八幡堀や安土山等々では驚くほど来客数が減っている。様々な原因があるにしても「お客さんを迎える」という発想が行政も住民も脆弱なように感じる。文化の観点で観光を考えるとき一番大切なことは「おもてなしの心を持っているかどうか」。おもてなしの実在が感じられない理由としては、文化資源と文化戦略をきちんと考察した上での、行政－市民間での共通認識・共同戦略が存在していないからではないか。
- ◎ 市内の観光地それぞれが独立している印象がある。マネジメントによってまとまりを持たせればリピーターも増えるのではないか。
- ◎ 市には観光資源が多くあるが、プロデューサーがおらず皆評論家になってしまっている。もっとプロデューサーをつくる必要がある。
- インバウンドの増加に伴い観光案内所での英語・中国語等を話せる人材の配置、外国語版の案内チラシの作成など、順次取り組む必要がある。観光ボランティアガイドには英語や中国語を話せる人もいるが、今後もガイドの備えを要するため、観光ボランティアガイド協会等関係団体との連携強化が望まれる。
- 平成27年に水郷、沖島、長命寺、伊崎寺が日本遺産に認定されたが、そのことを知らない市民も多い。インバウンドだけでなく、市民に向けてもPRする必要がある。特産品や観光資源等、市の良さを市内外にどう伝えていくのか、今後商工会や観光物産協会など関係団体を含め、全体で取り組んでいく必要がある。
- 滋賀県全体として台湾からの観光客が多い。有名なブロガーの影響があると思われる。信長の館の記事も挙げられており、現場（信長の館）でも台湾からの観光客が増えているとの声がある。今後観光地における外国語での案内等、国際協会との連携が必要である。
- 日本人でも一人旅等身軽に旅をする若い層が増えてきている。これまでと異なる新しい層という点では外国人と同じ。何を求めて来るのか、何に喜びを感じるのか、対象の意識調査が重要である。
- 観光施策は観光地を見にきてもらうことだけを目的にしてはいずれ衰退する。観光担当部署だけでなく、商店街の活性化や、安土地域との連結など、様々な事業担当課と連携し市全体で取り組む姿勢が不可欠である。商業面だけでなく、まちづくりの一面としての観光という位置づけが必要。文化財の活用についても、数百年先まで保存することを前提にしながらも、地域資源として観光にも生かせるよう慎重に議論し、保存と活用が両立できる仕組みづくりに取り組んでいくことが重要である。



## 基本目標Ⅳ 文化芸術創造都市の創造

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興、福祉、教育等に領域横断的に活用し、市民団体や地域の民間企業等が協働して地域課題の解決に取り組む先駆的かつ多様な取り組みを支援します。

### 基本施策 1. 多様な文化活動の推進

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①市民主導の文化芸術活動の育成		31	文化団体活動支援事業	文化観光課	市
②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造		32	多文化共生推進事業	まちづくり支援課	都市
③体験や参加、参画機会の充実		再	茶道体験（15の再掲）	幼児課	市
		33	市民文化祭共催事業	文化会館	市
		34	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会 （まちづくり支援課）	市
	●	35	音楽振興事業	文化観光課	市都
		36	ブックスタート事業	図書館	市
		37	図書館運営事業（おはなし会）	図書館	市
		38	図書館運営事業（ブックトーク）	図書館	市
		39	図書館運営事業（図書館見学）	図書館	市
		40	図書館運営事業（職場体験等）	図書館	市
④文化芸術に接する機会の拡充		再	茶道体験（15の再掲）	幼児課	市
	● ◎	41	自主文化事業	文化会館	市
		42	中央公民館講座	生涯学習課	市
		43	市民大学講座	生涯学習課	市
		44	やよいコンサート	総合医療センター 経営企画課	市
		45	絵画展示	総合医療センター 総務課	市
		46	左義長まつり写真コンクール	文化観光課	市都
		47	図書館運営事業（歴史講座、コンサートの開催）	図書館	市都
	● ◎	再	関連施設における自主事業（安土文芸の郷指定管理事業）（9の再掲）	文化観光課（指定管理）	市都

		48	関連施設における自主事業（匠の里、旧伊庭家住宅）	文化観光課（指定管理）	都市
		49	関連施設における自主事業（資料館、旧西川家住宅、かわらミュージアム、特別史跡安土城跡ガイダンス施設）	文化観光課（指定管理）	都市
		50	関連施設における自主事業（安土城郭資料館、白雲館）	文化観光課（指定管理）	都市
		51	市美術展覧会	文化観光課	市
⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくり	●	52	人権フェスティバル	人権・市民生活課	市
		53	人権尊重のまちづくり市民講座	人権・市民生活課	市
		54	人権尊重のまちづくり推進員事業	人権・市民生活課	市
		再	市民文化祭共催事業（33の再掲）	文化会館	市
		55	図書館運営事業（貸館）	図書館	市
		56	障害者福祉事務事業	障がい福祉課	都
	●	57	市民共生センター運営事業（地域共生型サークルづくり）	障がい福祉課（市民共生センター）	市
		58	市民共生センター運営事業（はつらつのつどい）	障がい福祉課（市民共生センター）	市
	59	健康増進事業	健康推進課	市	
⑥顕彰の実施		60	子ども文化芸術賞	文化観光課	都
⑦文化会館の積極的な利用		再	自主文化事業（41の再掲）	文化会館	市

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見	
<p>&lt;音楽振興事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● お出かけ演奏会は、せつかくの歴史的背景があるので、可能であれば募集よりも小学校のカリキュラムとして（半強制的に）組み込んでもらえると良い。</li> <li>● 「きっかけ事業」として、今後も様々な内容で可能性の拡大を目指せると良い。</li> </ul> <p>&lt;自主文化事業（文化会館）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 文化会館（大ホール1,200席）と文芸セナリヨ（380席）とは席数は異なるものの、ホール事業を並列で持つことが良いのかどうか、二つの文化ホールにおける文化事業の展開の在り方を検討する必要がある。まずはそれぞれの館の今までの事業を整理する必要がある。</li> <li>◎ パッケージ物を買ってばかりではポピュリズムの公設演芸場にすぎない。文化ホールは本来教育機関であり福祉機関である。税金を使ってやるのだから、暇と金と体力が余っている人ばかりが楽しむ施設ではいけない。</li> <li>● 市民ニーズの把握方法として、現在はすでに来場されている鑑賞者（アンケート）からしかニーズ把握が出来ていないが、来館されていない市民の声を拾うことも必要ではないか。また、文化会館は、発表（表現）の場というより、舞台芸術鑑賞の場として利用されている市民が多いように思われる。鑑賞</li> </ul>	



者と利用者のニーズを分けて情報収集し分析する必要がある。どのような層が会館利用を求めているのか、ターゲットを絞り込んでいけると、会館の特色も打ち出せるのではないか。

- 大きな柱として舞台芸術鑑賞と発表・表現の場提供（貸館等）がある。前者は、今、舞台芸術を楽しんでいる層はもちろんのこと、将来の聴衆を育成するプログラムも必要である。
- 市民協働（共催）の事業が増えれば市民のための市民会館と成り得るのではないか。
- 施設老朽化の課題も継続して抱えている。

#### <安土文芸の郷指定管理事業>

- ◎ 指定管理者制度は効率性の追求が第一であり、文化事業こそは公でやった方が良いのではないか。また、市の指定管理者制度はこのままで良いのか。指定管理料が非常に安く、きちんと仕事をする指定管理者には正当な金額を払わなければ社会的に問題である。
- ◎ 安土での親子向けコンサートや、文化会館でも親子で楽しむコンサートがあったが、情報が入ってこない。広報おうみはちまんも発行されているが、若い人はあまり見ていないように思う。ホームページもあるが見にくいので見ていない。情報発信をきちんと行わないと、せっかく色々な事業を開催しているのに伝わっていない。
- ◎ 市内に他にも安土的な位置づけの地域があるかもしれない。その郷土文化、地元の文化を活性化するにはどの施設を使えば展開できるのか、整合性のとれた事業展開を論理的に考えていく必要がある。
- あづちマリエートについては、中体連、高体連など大きな大会を中心に利用が多く、本来「多目的ホール」としての機能も有し舞台もあるが、すでに体育館として市民権を得ている。住民ニーズとして、地球温暖化に合わせた冷暖房完備の体育施設として充実させる、また、防災拠点（避難所）としての機能保持が優先されるのではないか。
- 市内の関連施設＝文化施設（文化会館、文芸セナリヨ）や体育館（運動公園、サンビレッジ）と総合的にあり方を検討していかなければならない。
- 文化観光課の音楽振興事業についても、指定管理に出すことも検討してみてもどうか。効率のよい事業主体を模索していけるとよい。教室事業等は市民活動の中に位置づけられると良い。また、市美術展覧会も、文化会館主催事業となれば会場費の節減が図れる等、検討の余地がある。

#### <人権フェスティバル>

- 作業所による模擬店等は、その関係者も来場し集客へつながっている。出演者の小学校のブラスバンド等は、保護者が来るものの演奏終了後にすぐ帰ってしまうなど、引き続き参加してもらおうという狙い通りにはいかない部分がある。
- 参加者の年齢層は偏っており、20～30代の若い層はまず来ない。「人権」に固いイメージがあるのかもしれない。若い参加者層を増やし土壌育成したい。
- アンケート結果の「9割満足」について、分母の把握が必要。どんな事業でも集客が一番難しいが、口コミは特に効果的である。アンケートで満足と回答した9割の人を活用できれば良い。
- ブラスバンド等、来場者にとって人権フェスティバルの本来の目的意識が変わってしまっているのではないか。集客企画も考えながら、本来の目的達成のための事業推進が必要である。
- 集客にどれだけ予算をかけるか。出演者の知名度等にも左右される。講師には芸能人の起用も多いが、本来の事業目的と異なる話の内容等が繰り広げられる場合もある。有名な講師でなくても、事業目的に沿った内容で市民参加が得られると良い。

<市民共生センター運営事業（地域共生型サークルづくり）>

- 高齢者や独居老人等への対策を兼ねた事業と思われる。生涯学習として実施する事業との棲み分けが難しい。また、民間サービスでできる事、あえて公がサービスすべき事業等、今後も棲み分けを真摯に考えていけると良い。
- 高齢者や障がい者の団体やサークル等の活動の場の提供であり、文化活動を立ち上げるための場所づくりでもある。活動団体が増えれば各コミュニティセンターや文化会館など市の他施設への利用拡大の波及効果が期待できる。市民の自発的活動の土壌づくりのキーとなる事業になり得る。
- 教室の運営についてはすべて自主事業なのか、共催的な内容もあるのか、ボランティア活用もあるのか整理が必要である。ボランティア活動の場にもなると良い。また、リピーターや固定参加者など、参加者が特定少数になってしまわないよう注意が必要。
- 利用者からあかこんバス等交通の便の充実や、送迎を望む声もある。少人数に対し待ちの姿勢でのぞむばかりでなく、一度により多く市民に参加してもらえる方法として地域の老人会へ出かける等、アウトリーチ形式も取り入れられると良い。

**基本施策 2. 文化の情報の収集と発信**

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①文化情報の収集・発信	●	61	広報事業	秘書広報課	都市
		62	読書活動推進事業（館報、ホームページ）	図書館	市
		63	ヴォーリズ建築文化ネットワーク	文化観光課	都
		64	マナビ通信	生涯学習課	市
②文化団体に関する情報の発信		65	広報活動	各学区まちづくり協議会（まちづくり支援課）	都市
		66	文化団体機関誌発行（文化団体活動支援事業）	文化観光課	市
③文化団体の交流の場の確保	●	再	市民文化祭共催事業（33の再掲）	文化会館	市
④文化情報のネットワークづくり		再	各学区文化祭（34の再掲）	各学区まちづくり協議会（まちづくり支援課）	市
		再	広域観光プランディング推進事業（27の再掲）	文化観光課	都
⑤近江八幡市出身文化人・芸術家の把握と連携		再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	市都
⑥図書館資料と専門職員の充実		67	読書活動推進事業（資料収集）	図書館	市
		68	読書活動推進事業（雑誌スポンサー）	図書館	都

## 文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見

### <広報事業>

- SNS 等を活用した現代ならではの情報発信の仕方も検討していかなければならない。当市では現在 Facebook を利用しているが、他は検討されているのか。市の情報はそもそも一方通行。Facebook も閲覧数が少ない。市民からあまり見られていないように思う。
- 情報の取り扱い、個人情報も含め難しい時代である。
- 広報紙は15日号がなくなり月1回となる。発行回数減による経費削減が図れるものの、情報発信のための代替手段の議論が十分なされているのか危惧する。広報紙で掲載できないものは、Facebook での補完可能としているが、網羅出来るのか。「市ホームページを見た」「Facebook を見た」よりも、「広報紙を見た」という声はまだ多く、事業実施の際担当課として市民のホームページアクセス数を確認することがあるが、ほぼ見られていない現状である。また、各担当課において原稿締切までに詳細が詰められるか、難しい現状がある。
- ウェブ上での情報発信について、最近では無料クーポン等を利用しての閲覧者獲得のビジネスモデルもあることから、市アプリや広告主を活用した方法も検討出来ないか。情報を自ら積極的に見にくる人は少ないからこそ、誘導しなければならない。Facebook は市ホームページへ誘導する手段であり、各事業については、簡単に作成できる QR コードの活用も考えられる。

### <市民文化祭共催事業>

- どの組織でも抱える課題であるが、年齢層の格差が激しい。若い層は文化協会に加盟せず文化会館を利活用している。その層が文化協会に参画出来る仕組みがつかれないか。
- 文化協会の加盟団体のみが参加出来るような文化祭では、意味がないのではないか。また、各学区との連携や、全市的な文化フェスティバル等に広げられないか。
- わざわざ一団体だけに予算を出す時代ではない。既得権益とならないように注意が必要である。

## 基本目標Ⅴ 文化活動の担い手の育成

文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講じます。

### 基本施策1. 文化を創造する人材の育成

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成		69	グローバル八幡塾事業	総務課	都
		70	いきいき職員育成事業	総務課	都
		71	パイプオルガン奏者育成事業（安土文芸の郷指定管理事業）	文化観光課（指定管理）	市都
②子どもたちの文化創造体験の拡充	●	72	青少年美術展覧会	学校教育課	市
		再	音楽振興事業（34の再掲）	文化振興課	市都
③地域文化振興の担い手の育成					

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見
<p>&lt;青少年美術展覧会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象を子どもに特化した良い事業である。次への繋がりや長期的展望、市美展との連携等、現在の実施方法から少しでも改善、発展出来ることを模索できると良い。</li> <li>● 3日間は会期日数として適切か。土日も働く保護者からすると会期が短く、鑑賞に行くためにはもう少し日数を増やした方が良いのではないか。</li> <li>● より多くの来場者獲得を目指すならば、目標値に来場者数を挙げてもいい。どのような鑑賞者を増やしたいのか、目標設定できるといい。発表の場としてだけでなく、子どもの豊かな心情と芸術性を育むことを総合的な目的と考えるならば、他児童の優秀作品を鑑賞し受ける刺激も大切。同級生の作品も見に行くような集客方法も検討できると良い。（校外学習で、全クラスで鑑賞に行く等）</li> </ul>

### 基本施策2. 文化によるまちづくり

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①市民の企画・立案・運営による文化芸術の振興		再	図書館運営事業（貸館）（55の再掲）	図書館	市
	● ◎	再	文化団体活動支援事業（31の再掲）	文化観光課	市
②地域の文化団体による文化活動の推進		再	文化団体活動支援事業（31の再掲）	文化観光課	市
		再	各学区文化祭（34の再掲）	各学区まちづくり協議会（まちづくり支援課）	市

③学校教育における文化活動の充実		再	人生伝承塾（12の再掲）	生涯学習課	市
	●	再	図書館運営事業（ブックトーク）（38の再掲）	図書館	市
		73	図書館運営事業（学校図書館支援事業）	図書館	市
		74	お出かけ演奏会	文化観光課	市
④医療機関、福祉施設等との連携		再	やよいコンサート（44の再掲）	総合医療センター 経営企画室	市
		再	絵画展示（45の再掲）	総合医療センター 総務課	市
		75	市民共生センター運営事業	市民共生センター	市
⑤東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み					

#### 文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見

##### <文化団体活動支援事業>

- ◎ まちづくり芸術振興事業補助金はルールができ、かなりしっかりとした制度になりつつある。ただ補助金額が少なすぎるので、もっと助成金を増やし、PRも強化すべきである。
- ◎ 文化団体連合会では、近江八幡市文化協会と安土町文化協会で共通する事業もある。事業に対するメリハリを作って、共通するものについては共催で取り組んでいただきたい。
- ◎ 文化活動を行う人々は、自身の行動様式の発露・自己表現を、税金を使ってするという意識から脱却しなければならない。昔と違い今は厳しい時代で、補助金を使って行った事業がどれだけ公共的公益的になっているかが問われてくる。その公益性は不特定多数の第三者の利益になったのかどうか、また、それに伴う積極的な公益的価値をどう説明するのか。どのような公益的成果を上げたかについては、補助金を受けた側に説明責任が発生し、例えば、学校に出向いて授業の一環として演劇を教える、美術の先生と協力して学校授業や課外活動をバックアップする、などのアウトリーチ活動などが問われることとなり、「協会運営自体で社会的に貢献する」では、公益的成果とはみなされない。
- ◎ 連合会の中にある程度采配やコーディネイト・プランニングすることが出来る人材が必要で、人材が不足ないしは無いのであれば育てていくことも根幹となるように感じる。
- 補助金については既得権益とならぬよう注意が必要。文化協会加盟（団体活動）のメリットを、協会自身ももっと考えるべきである。
- まちづくり芸術振興事業補助金の対象事業が市全体を巻き込むような大きな事業である場合、20万の補助金では安価ではないか。財源について、ふるさと納税や企業の協賛金等の活用を検討できないか。補助金の活用方法によっては、市民活動活発化の起爆剤となり得る事業である。

##### <図書館運営事業（ブックトーク）>

- 図書館でも学校図書室でも、子どもたちが本へ親しむ機会となれば良い。相乗効果が図れば更に良い。
- 貸出冊数の増加を目標値としているが、図書館の利用率増加等、他に指標と出来るものがあると良い。ブックトークで紹介してもらった本を読みたいと、大人になって来館してくる人がいる。事業効果には長い時間がかかる。文化事業には、長期的指標（展望）が必要である。

## 基本目標Ⅵ 協働の仕組みづくり

市民が自主的かつ主体的に行う文化活動の充実を図るため、市民、芸術家、事業者、教育機関・福祉関係団体・医療関係機関等および市との間における様々な協働が活発に行われるように、協働の仕組みづくりと場の整備等を行います。

### 基本施策1. 文化施設の有効活用

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①文化会館の利用促進		再	市民文化祭共催事業（33の再掲）	文化会館	市
②行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備	●	76	近江八幡市文化振興審議会	文化観光課	都
③施設・設備の充実等		77	図書館施設維持管理事業	図書館	市
		78	市民共生センター維持管理事業	障がい福祉課（市民共生センター）	都
		79	文化関連施設維持管理（指定管理施設）	文化観光課	都
	●	80	文化関連施設修繕（市立資料館）	文化観光課	都
		81	文化関連施設修繕（文化会館）	文化観光課	都
④県・近隣市町との交流・連携		82	信長サミット	住民課	都
	●	83	広域観光および友好都市交流事業	文化観光課	都
		再	ヴォーリズ建築文化ネットワーク（63の再掲）	文化観光課	都

文化振興審議会委員及びプロジェクト委員の意見
<p>&lt;近江八幡市文化振興審議会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで個別具体的な案件が審議されてきたが、今後はそれに加え、文化振興基本計画に基づく進捗状況についても総合的な評価・助言をいただき、一層市の文化芸術の推進を図りたい。</li> </ul> <p>&lt;文化関連施設修繕（市立資料館）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 郷土資料館を大型改修し、バリアフリーや新設スペースなど、ハード面での設備が充実した。今後はコワーキングスペースやカフェギャラリー、イベントスペースの活用等、指定管理者と協力してソフト面の充実に努めることが重要。現在月一回イベントスペースでコンサートを行っている。市内の文化団体の発表の場としても活用できると良い。</li> </ul> <p>&lt;広域観光および友好都市交流事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宿泊型・滞在型の観光へと転換する上で近隣市町との連携は欠かせない。それぞれの持つ強味を上手く組み合わせ、相乗効果としてさらに観光地の魅力が向上することを期待する。</li> <li>● 再来年にスタートする大河ドラマの題材は明智光秀であり、安土・近江八幡は確実に関わりを持つこ</li> </ul>

とから、観光物産協会や信長公居城連携協議会等と密に連携を取りながら、取り組みを進めていくことが重要である。

## 基本施策２． 市民との協働

基本施策に対する取組（●：重点事業として注目するもの ◎：審議会での審議あり）					
具体的取組	重点	No.	事務事業名	事業担当課	区分
①市民文化活動への支援の拡充		再	図書館運営事業（貸館）（５５の再掲）	図書館	市
		再	文化団体活動支援（３１の再掲）	文化観光課	市
		84	文化関連事業に対する後援	文化観光課	都
②市民が主役の文化振興の仕組みづくり		再	図書館運営事業（貸館）（５５の再掲）	図書館	市
		再	文化団体活動支援（３１の再掲）	文化観光課	市
③市民参画・協働型事業の充実		85	市政モニター制度	秘書広報課	都
		86	広聴事業 未来を築く提言	秘書広報課	都

#### 4. 事務事業実施状況

##### I 文化的都市景観の形成

##### 1. 文化的な環境・景観の保全と継承

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①環境保全対策	1	ひわこを美しくする運動	近江八幡市水産協議会（事務局：農業振興課）	琵琶湖の環境保全と漁場の生産力の回復並びに向上。	①実施団体数 ②参加人数	①2団体 ②でききるだけ多くの参加	滋賀県は7月1日を「びわわ湖の日」と定め、県内一斉に漁場の清掃活動が行われる。 近江八幡市水産協議会も、7月1日に、水産協議会を中心に各漁業協同組合員や沖島町民等の協力のもと、「びわわ湖をきれいにする運動」と題し、水草等のゴミの清掃を行った。	①2団体 ②より多くの参加	一斉清掃を引続き実施し、漁港のみでなく、周辺湖岸の環境保全に努める。	都市文化 (環境)
	2	伝統的建造物群保存地区保存事業 重要文化的景観保存活用事業	文化観光課	住むに値し訪れるに値する水と緑の文化の町づくりを行う。	修理・修景件数	5件	文化的価値の高い伝統的建造物群および、これらと一体をなす環境を保存するため、修理・修景事業を行った。	50件/10ヶ年	年平均5件の修理・修景事業による景観保全を行う。	都市文化 (景観)
	3	環境保全対策事業	環境課	重要文化的景観の構成要素であるヨシの保全及び環境まちなぎ活動団体による市内の環境保全活動の実施。	ヨシ群落の保全をはじめとし、西の湖や白鳥川、山本の山等の清掃を実施する等の環境保全に貢献する。	ヨシ刈り、ヨシ焼き等）の実施。 ・市民団体「水と緑の環境ネットワーク」による環境保全活動の実施。	・自然の浄化作用を有する貴重なヨシの保全活動に努め、ヨシ地の実施した。 ・環境まちなぎ活動団体との連携や協力、支援を実施した。	・重要文化的景観の構成要素であるヨシ群落の保全に向けた事業により、文化的景観の保全に努めた。 ・環境まちなぎ活動団体と連携、協働しながら、地域各地での継続した環境保全活動に取り組んだ。	近江八幡市環境基本計画に掲げる望ましい環境像「～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～」を八幡市が「水・緑・くらし」の実現に向けて、今後も継続して事業を実施する。	都市文化



具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	H37(計画最終年度)目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値又は達成目標	実績値又は達成状況			
②風景計画	4	風景計画区域内における行為の制限	都市計画課	風景計画区域内において、一定規模の建築物などを行う場合は、風景形成基準に従って良好な風景が形成されるよう、景観法に基づき届出が必要となり、建築物等に対し、周辺の風景と調和するよう、規制誘導を行う。	景観法に基づき届出された行為内容は、風景計画に定められている風景形成基準におおむね適合し、良好な景観形成を図ることができた。 (参考) 風景計画に基づく届出審査件数 125件	近江八幡市の風景は、特徴あるゾーン(区域)毎に多様な風景を作り出していることから、地域別計画では各ゾーンの風景特性を考慮した風景形成基準を定めていく。この地域別計画区域内において、景観法に基づき届出された行為内容は、確におおむね適合し、水郷風景や伝統的風景にふさわしい文化的な景観づくりが図ることができた。	風景計画は、適区者を摘発し、是正措置等ではなく、良好な景観形成の推進や景観意識向上に向けた取組の推進が本来の目的である。 現在の風景を固定化するのではなく、現在の風景の良さを再認識・再発見し、変化させる中で、何を残していくのかを市民・事業者で共有するため、風景計画毎の風景形成基準に基づいた規制誘導の一貫性を図る。	都市文化 (景観)	

2. 歴史、文化と調和のとれたまちづくり

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値又は達成目標	実績値又は達成状況			
①歴史・文化環境の保存・整備	5	安土城下町地区整備事業	住民課	歴史資産を活かしたまちづくり、環境整備を行う。	セミナリヨ公園から安土山までのアクセス道路の自然色舗装を実施。外観において展望デッキと親水デッキを設置。	歴史資産や自然環境を活かしたまちづくり拠点の整備	歴史史跡安土城跡への来訪者数77,000人/年	都市文化 (環境)	
	6	河川管理事業	管理調整課	樹木剪定等の維持管理及び八幡堀の水質管理。	樹木剪定及び遊歩道の修繕 八幡堀周辺の清掃 ポンプ使用電気料金の支払(基本料金は県)	歴史資産や自然環境を活かしたまちづくり拠点の整備	特別史跡安土城跡への来訪者数77,000人/年	都市文化 (環境)	
7	選択無形文化財保存事業	文化観光課	国選択無形文化財の保存のため、保存団体への支援を行う。	3件(八幡掘祭、明祭、篠田の花火、左義長祭)	3件	保存団体による後継者育成のための事業に対し、補助を行った。	3件 継続して、3団体への支援を行い、保存・伝承活動を行う。	都市文化	

具体的取組	No	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標又は達成目標	文化 区分
					指標/目標 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
②食文化の継承と 振興	8	水郷ブランド農産物 認証制度	農業振興課	市内で生産された農産物のブランド化を図るとともに近江八幡の美しい水郷風景を守る。	①認証面積 ①85ha	①95.4ha	近江八幡市内の水環境等に配慮し、基準を満たした農産物のブランド化を図るとともに、水郷地域の保全につなげる。また、認証した農産物から検体を抽出し、残留農薬検査を実施することによって安心な農産物の普及を図る。	①100ha ②取組み者数50名	都市文化	
③地域の文化資源 を活用した文化芸術活動の推進	9	安土文芸の郷指定 管理事業	文化観光課 (指定管理)	市民の芸術の振興を総合的に推進するため、安土文芸の郷公園施設管理において、指定事業を実施する。	16世紀に日本で初めて安土に輸入され、信長も贈ったと伝えられている西洋楽器のオルガンのプロオルガンを有するホールを持つ文芸セミナリヨにおいて、気候に鑑賞できるコンサートやオペラなど、また安土城天主堂の信長の館において、歴史文化関連の自主事業を行う。	①文芸セミナリヨ自主事業 11事業 20公演 3,963人 ②文芸セミナリヨ貸館事業 利用件数231件 入場者数17,650人 ③安土城天主堂の館自主事業 5事業 ④信長の館入場者数62,089人	①・鑑賞事業：アーツ・センター公演・パイプオルガンの演奏、ワゴンコンサート(子供対象)、人材育成事業：ワゴン教室、ワゴンコンサート、ワゴン教室発表会、ホールコンサート、普及啓発事業：ワゴン総合学習見学会 ②VR安土城再発見講座、夏休み子ども歴史塾、歴史講座、安土・歴史探訪、音楽教室38回、夏休み子ども歴史資料配布 ④主に観光客数	セミナリヨホールや信長の館等、地域資源を活用した魅力的な自主事業を展開することにより、市民への身近な場所での鑑賞機会を増やすことにより、市民への愛着を醸成する。また、観光施設でもある信長の館において、近江八幡の歴史と文化の魅力を内外に発信する。	都市文化 市民文化 (芸術)	

### 3. 地域文化の継承と発展

具体的取組	No	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標又は達成目標	文化 区分
					指標/目標 又は達成目標	実績値又は 達成状況			
①地域に根ざした 文化活動の継承と 活用	10	ふるさと文化育成 事業(地域まちづくり 支援交付金事業)	各学区まちづくり 協議会 (まちづくり 支援課)	地域の伝統・文化および郷土芸術の振興を図る。	すべての学区で「ふるさと文化育成」の事業や活動、啓発が行われること。	11学区で実施。	各学区まちづくり協議会が「ふるさと文化育成事業」として、文化イベント(まつり・つどい)、文化講座、故郷探訪等を実施し、子どもから大人までの幅広い世代が多数参加された。学区や地域が持つ資源(土・人材)を発掘・活用し、歴史文化の継承と学区民の意識醸成が図れた。	11学区で実施。	都市文化 市民文化

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当職評価)	H37(計画最終年度)目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値又は達成目標	実績値又は達成状況	内容			
①地域に根ざした文化活動の継承と活用	11	文化団体活動支援事業	文化観光課	市文化団体連合会を支援し、地域での文化活動の活性化を図るため、補助金を交付する。	文化団体連合会への支援を通して、地域での文化活動を推進し、市民が生きてきた、活力ある地域づくりに貢献する。	事業計画に基づき、各事業を実施され、補助金を交付した。	・市民文化祭、安土地域 自治区文化祭、ミニ文化祭 ・文化講演会 ・体験まつり ・機関誌「文化のなかま」「投映」の発行等	文化団体連合会を通して、地域での活発な文化芸術活動を推進し、市民が生きてきた、活力ある地域づくりに貢献する。	市民文化	
②歴史や生活文化の理解のための地域人材の活用	12	人生伝承塾	生涯学習課	伝統文化の継承者を、人生伝承塾として、その中から学校を核とした地域力強化事業等で学校・家庭・地域をつなぐ事業の講師としてなる。	人生伝承塾新規登録者数	2名	各地域で人生伝承塾講師の登録が進み、中々新規登録が見つからない中、2名の新規講師を登録することができた。	人生伝承塾登録講師の、いろいろな場面での活躍および活用。	市民文化 都市文化	
③伝統文化の担い手の育成	13	伝統技術伝承講座	文化観光課	伝統技術の伝承のため、のり・ダマの育成。	①講座数 ②受講生数	前年比較 ① 2から4 ② 25から45	対前年比からは①で200%で実績としては過少であるが、まだ活用するための数値的には低い。このままでの講座に改めて技術の追加をできたことは、目的の上で考慮できると思われる。	匠の里のもう一つの設置目的である文化財保護施設としての側面を活かし、市内の文化財施設の統合を図ることとなり、平成31年度から全講座の休止を計画し実行に向けて進めている。	都市文化 市民文化	
④ふるさとに愛着心を持てる仕組みづくり	14	やまのこ・たんぼのこ体験学習	学校教育課	やまのこ…沖島で森林環境学習を行う。たんぼのこ…農業体験活動を通して、農作業への関心を高め、命や食べ物の大切さを学ぶ。「食からの教育」を推進する。	①実施校数	①市立12小学校 (やまのこ) 市内13小学校 (たんぼのこ)	やまのこ…沖島という地域のフィールドを活用して、森林環境学習を行うことができた。たんぼのこ…農作物を育て、収穫し、食べるといって、収穫し、食べるという農業体験学習を通して、食に関する感謝の気持ちを身につけることができた。	①市立12小学校 (やまのこ) 市内13小学校 (たんぼのこ)	市民文化 (生活)	

## II 歴史的文化的遺産の保存と継承

### 1. 伝統文化の保存と継承

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①歴史的遺産、伝統文化の継承と発展	15	茶道体験	幼児課	日本の伝統文化として地域への対応とともに、貴重書を後世に残し、また広く活用していく。	茶道体験を通して、幼児なりに体験の楽しさを感じたり、作法の意味を知ったりする中で、今まで読んできた意味や、これからはもう大切にしていききたい気持ちを育む。	・お茶席に必要な茶道具の使い方や茶道の歴史などにについて話を聞き、 ・敵かな雰囲気の中で、お茶席ならではの挨拶や作法を体験する。 ・お茶やお菓子を運んだり、お客さんになつてお茶やお菓子をいただいたりする。	地域の方に教えていただくことで親しみをもち、見たり聞いたりだけでではなく、味わう直接体験ができることでより楽しみながら伝統文化に触れることができる。	園の実態に合わせて茶道体験だけでなく、さまざまな機会を捉えて伝統文化に触れる機会をもつ。	市民文化 (生活)	
	16	図書館運営事業 (地域資料のデジタル化)	図書館	貴重書の劣化、変質への対応とともに、貴重書を後世に残し、また広く活用していく。	図書館および市所蔵の貴重資料のデジタル化、及びインターネット公開に向けた準備を行う。	図書館および市所蔵の貴重資料のデジタル化を進め、平成30年4月からインターネット公開に向けての準備を行う。(1・2月から3月のプレ公開時に2万件のアクセスがあった。)	デジタル化した資料データを加工し、ふるさと教習にも活用できるように工夫をした。全国に近江八幡の魅力を発信し、地域の活性化につなげることができた。	・年間総アクセス件数 70,000件	都市文化	
	17	安土城天主信長の自主文化事業の郷指定管理事業)	文化観光課 (指定管理)	市民の芸術的振興を図り総合的文化活動を推進するため、安土城天主の郷公園施設において、指定管理による文化事業を実施する。	復元安土城天主及びVR安土城など、魅力的な資源を有する安土城天主信長の館において、歴史文化関連の自主事業を行い、地域歴史文化を広く発信する。	・VR安土城再発見講座、夏休み子ども歴史講座、歴史講座、安土・歴史探訪、能楽教室、夏休み子ども歴史資料配布。	安土城天主信長の館において、天主説明会や子ども歴史塾、安土・歴史探訪などの歴史関連の自主事業を行った。事業への参加者のべ444名。また、信長も親しんだ能楽の教室を昨年度より14回多い年38回開催し、16名の受講生が伝統芸能を学んだ。	施設の魅力を活用した歴史・文化講座等の開催により、地域の歴史文化を広く発信する。	都市文化 市民文化	
②豊かな自然環境の活用	18	西の湖ヨシ灯り展の開催支援	環境課	ヨシ作品の作成・展示を実施し、ヨシ群落をはじめとした自然の素晴らしさを次世代へと引き継いでいく。	西の湖ヨシ灯り展に参加し、西の湖及びその周辺の自然の素晴らしさに触れることにより、西の湖の素晴らしさについて思いをもつことができ、次世代へと引き継いでいく。	・西の湖ヨシ灯り展実行委員会より、西の湖のヨシを素材にしたオブジェ「ヨシ灯り」の作成を県内各地に呼びかけ、幅広い年代層から作品を募集し展示した。 ・出席数、来場者数も年々増加傾向にあり、継続した活動の効果が見られた。	ヨシの群生地であり、地域固有の自然な自然環境となつている西の湖でヨシ灯り展を開催することで、次世代を担う子どもたちを中心に、環境保全の重要性について考えよう機会となつた。	ラムサール条約登録湿地である西の湖の賢明な利用を図るとともに、ヨシ群落をはじめとした自然の素晴らしさを次世代に引き継ぐため、継続して事業を実施する。	都市文化	
	再	人生伝承塾	生涯学習課			No.1.2 参照				
③人的資源の発掘と連携	再	伝統技術伝承講座	文化観光課			No.1.3 参照				

2. 文化財の保存と活用

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の視点からの 総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分	
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況				
①伝統的建造物群 保存地区の保存・ 活用	再	伝統的建造物群保 存地区保存事業	文化観光課	文化観光課	No.2 参照					
②無形文化財の保 存	19	指定文化財保存事 業	文化観光課	指定文化財の保存を 図るため、所有者等 への支援を行う。	3件	4件	指定文化財の修理等保存 事業に対して補助を行っ た。	重要文化財防災施設事業1 件、重要文化財美術工芸品 防災施設事業1件、県指定文 化財保存修理事業2件、市指 定文化財保存修理事業1件の 計5件の支援を行うことで、 文化財の保存を推進するこ とができた。	破損等により修理の必要な 文化財の保存修理事業に対 して、必要に応じ支援を行 うことと、文化財の保存を 推進する。	都市文化 (景観)
③埋蔵文化財の保 護・保存と活用	20	埋蔵文化財発掘調 査事業	文化観光課	文化財保護法に基づ き、市内における発 掘調査を実施する。	①必要な調査について遅延なく 実施する。 ②過年度に実施した調査の報告 書を刊行する。	①遅延なく実施 ②報告書2冊刊行	発掘調査及び、報告書の 刊行。普及啓発活動。	本調査13件を含む発掘調査 79件を実施。過年度の調査 を整理した発掘調査報告書 を2冊刊行した。	開発により調査が必要も のについては適時実施し、公 表できるようにする。	都市文化
④市民と行政相互 の協働による文化 財の保存活用の推 進	21	市史編纂事業	文化観光課	市史編纂に必要な古 文書等の調査・整理 した成果をもとに、既 市史を刊行し、普及 啓発を行う。	平成28年度に完成した『近江八 幡の歴史』第7巻の刊行と、既 刊6巻分を含めた近江八幡の歴 史に関する普及啓発。	第7巻刊行 記念講演会の開催 関連講座の開催	『近江八幡の歴史』第7 巻刊行記念講演会の開催 及び、講座対応を行っ た。	『近江八幡の歴史』第7巻 の刊行および記念講演会の 開催により、関連した内容 (既刊分も含む)の講座依 頼が16件あり、市民の歴史 認識の基礎を提示すること ができた。	『近江八幡の歴史』の刊行 は9巻まで。	都市文化 市民文化
⑤体験学習等の文 化財を学び親しむ 機会の充実	再	旧伊庭家住宅施設 維持管理事業	文化観光課	市指定文化財旧伊庭 家住宅の保存活用。	①前年度と同 数(1,611 人)以上	①1,476人/年	維持管理・活用	対前年度比で91.6%で△8.4% の減であったが、観光入込 者数の減(92.3%)を考慮す れば、ほぼ達成できてい る。	①2,000人/年	都市文化
					No.1 3 参照					



III 文化交流と地域産業の振興

1. 文化交流の促進

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの総合評価(担当課評価)	計画最終年度目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値又は達成目標	実績値又は達成状況			
①海外の友好都市との文化交流の促進	23	国際交流事業	まちづくり支援課	海外友好都市との親善交流促進とこれらによる国際交流事業の益財団協会の協働により実施・充実を図る。	国際交流を深めるための講座等を開催 ・姉妹都市等からの使節団の受入対応、親善使節団の派遣の支援・補助 ・市内在住の外国籍住民との交流の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)市国際協会への事業委託と協力を3回以上実施する。</li> <li>講座等を実施する。</li> <li>事業への新規の参加者を増やす(参加者全体の2割)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流を深めるための講座等を開催</li> <li>・姉妹都市等からの使節団の受入対応、親善使節団の派遣の支援・補助</li> <li>・市内在住の外国籍住民との交流の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)市国際協会への事業委託と協力を3回以上実施する。</li> <li>講座等を実施する。</li> <li>事業への新規の参加者を増やす(参加者全体の2割)。</li> </ul>	都市文化
					<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民国際交流のつどい(11月26日、参加者約500名)</li> <li>②国際料理教室(イタリア編:6月23日・1月24日)</li> <li>③韓国受入対応(グランドホテルより3名)</li> <li>④姉妹都市(ソウル市、兄弟都市(ソウル市、ソウル市、ソウル市)を訪問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近江八幡市国際協会による国際交流学習会、外国文化学習会、外語料理教室(多文化共生推進事業)を実施。</li> <li>・米国籍姉妹都市への訪問を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民国際交流のつどい(わいわいフェスタ)や国際理解講座(国際料理教室)を開催し、市民の国際理解の促進ができた。</li> </ul>	都市文化	
②夫婦都市等との文化交流の促進	24	朝鮮通信使関連推進事業	文化観光課	NPO法人朝鮮通信使(緑地連)に加入し協議会活動の支援と事業協力(通信使の日韓友好親善の支援等)及び好親善の支援等の記憶(世界記憶遺産)登録を契機とした事業の実施。	緑地連イベントや緑地連自治体事業、総会等活動の活動に参加する。ユネスコ世界記憶遺産登録を記念したイベントを実施し、登録と通信使の意義について周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝鮮通信使の歴史的意義を現代に普及啓発するとともに、当時の文化や通信使の記録を後世に伝えようとする。</li> <li>・本市も全面的に支援したユネスコ世界記憶遺産(世界記憶遺産)に登録された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地連活動として5年間取り組み、本市が全面的に支援したユネスコ世界記憶遺産が達成され、朝鮮通信使の歴史的意義を広く知らせることができた。また、地域資源を活用した今後の取り組みについて普及啓発を行う。</li> </ul>	都市文化	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>「富士と琵琶湖を結ぶ会」へ夫婦都市交流事業を委託し、同会が継続して実施(第61回)する。</li> <li>・富士登山事業による本市市民や関係者らとの交流事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦都市提携のきっかけとなった市民団体への交流事業の委託は、単なる都市間交流の歴史の深さを本市民や関係者らとの交流事業を求めている必要がある。</li> </ul>	都市文化		
②夫婦都市等との文化交流の促進	25	広域観光および友好都市交流事業(富士宮市親善訪問)	文化観光課	市民団体への交流事業委託により、夫婦都市との親善交流を行う。	富士宮市親善訪問「富士登山」事業の参加者数(一般参加者定員30名)	一般参加者30名	夫婦都市提携のきっかけとなった市民団体への交流事業の委託は、単なる都市間交流の歴史の深さを本市民や関係者らとの交流事業を求めている必要がある。	市民文化 都市文化	

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
②夫婦都市である富士宮市等との文化交流の促進	26	夫婦都市児童相互交流事業	学校教育課	夫婦都市提携を結んでいる両市の小学生が、2泊3日の生活を通してお互いの友情を深め、健康な心と体の育成を図るとともに、両市間の友好を深める。	①参加人数 ①市立12小学校より36人	①市立12小学校より36人の児童が参加	H29年度は、富士宮市での開催となり、富士山学習や富士宮市の伝統文化(宮廻り・江州音頭)の交流を行った。	①36人	市民文化 都市文化	

## 2. 地域資源を活かした産業や観光の振興

①近江八幡版DMOの推進	27	広域観光ブランディング事業	文化観光課	地域経営の視点による観光まちづくりを行う。	DMO推進として地方創生推進交付金を活用した①インバウンド配信動画プロモーション業務、②近江八幡ブルーーツーリズムモデラ地域産品販売計画策定業務を実施する。	①②③を合わせた「近江八幡市観光PR動画作成配信・モニターツアー試行業務」、④として「近江八幡市地域産品の販売促進に関する調査業務」を実施した。	3業務の実施により、本市の歴史文化を活かした観光情報発信、地域産品の販売促進のための資料収集が行えた。	平成31年度のDDMO法人の設立を達成するとともに、本市の観光理念「豊かな自然、歴史文化遺産を活かしたまちづくり観光の推進」を図るため、「来訪目的性をさらに高め、滞在時間の拡大とリピート性を強化する」方向により、指標となる「観光客の満足度・再来訪意向・リピーター率」「観光入込客数」「外国人観光客数」「滞在時間・泊数」の数値向上を目指す。	都市文化
②西の湖の環境を活かした自然循環モデラの推進									
③沖島と湖魚文化(料理)を活用した取り組み	28	沖島離島振興事業	政策推進課	沖島町離島振興推進協議会が自主的かつ主体的に実施する事業の振興に際して、補助を行う。	沖島と湖魚料理の普及・PRのためのイベント実施回数	2	沖島の食文化をテーマとしたフォトコンテストの開催 ○沖島と湖魚料理のPRのため、アイランド(東京)への出店	湖魚料理の普及・PRに取り組む地域商社の設立	市民文化 都市文化
④市の歴史文化を活かしたロケツーリズムの推進	29	VR安土城事業	文化観光課	メディア等でのVR安土城の使用により安土城や関連史跡の認知度の向上とストリートミュージアムの運用によって、市内の観光地や歴史的建造物等のPRを行う。	①メディア等におけるVR使用回数23件であった。 ②ストリートミュージアムに関する契約を締結し、運用を開始した。新スポットの追加についても協議を行った。	2	平成29年度のテレビ放送書籍によるVR安土城の使用は20件以上であり、全国ネット番組での使用も多数あったことから安土城や関連史跡、近江八幡市のPRに繋がったと考えられる。ストリートミュージアムの運用により、観光客の誘致を行い、観光客の滞在時間の向上とストリートミュージアムの活用によるVR安土城や関連史跡、近江八幡市のPRに繋がったこと、平成29年度中に契約を行い、本格的に事業を開始した。また、新スポット追加についても協議を開始した。また、新スポット追加についても協議を開始した。	VR安土城やストリートミュージアムによって、観光客の増加を図る。また、観光客の増加によって周辺地域の活性化を目指し、住民に自ら関心を持ってもらい、持続的なまちづくりと地域の発展に貢献する。	都市文化

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
④市の歴史文化を活かしたローケターリズムの推進	30	ブルーーツーリズム 資源活用推進プログラム	文化観光課	琵琶湖に面する沖高、西の南などの特有の水辺環境を観光資源として活かす。	策定した同プログラムモデルから、実践的なモデルツアーを2つ以上作成し試行する。	2コース（日帰り）を作成・試行した。	モデルプログラム（組み合わせ）により、京阪神エリア・中京エリアの一般、アクティビティ、女性層を対象に2コース（日帰り）を作成・試行するとともに参加者アンケートを実施した。	水辺環境を活かした新たな観光対象となる地域づくりとツアー造成・実施により、対象地域への観光入り込客数を5%増とする。	都市文化	

#### IV 文化芸術創造都市の創造

##### 1. 多様な文化活動の推進

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①市民主導の文化芸術活動の育成	31	文化団体活動支援 事業	文化観光課	補助金の交付により市内の文化団体が行う文化芸術活動を支援することと、市民の文化芸術活動の発展に寄与する。	①文化団体活動補助金の交付 ②まちづくり芸術振興事業補助金の交付（文化振興審議会で審査）	①市文化団体連合会に対し1,650千円の補助金を交付 ②公募により、1件の応募から1件の団体に20万円を交付	市民文化祭等の活動を支援するため、市文化団体連合会への補助金交付や、事業の共催を行った。また、市の文化芸術に寄与する活動に対し、公募で補助金交付を行った（夏祭りでの和太鼓の共演が採択）。	市民の自主的な文化芸術活動を支援するため、補助金を交付した団体において、多くの文化芸術事業が実施され、市民に還元できた。	市民文化	
②地域間交流・世代間交流等による新たな文化の創造	32	多文化共生推進事業	まちづくり支援課	外国人住民と地域社会を形成し、多文化共生のまちづくりに向けた取組、施策を推進する。	・多文化共生推進の取組等の開催 （講座、サロン、つどい等） ・市民行政窓口外国語通訳、翻訳業務	①多文化まるごと講座（メキシコトナム編集：12月20名、日本の料理教室天ぶら井：5月20名） 「やさしい日本語」勉強会（10月、11名） ②市民国際交流のつどい（11月26日、参加者約500名） ③市民行政窓口外国語通訳・翻訳対応	・（公財）近江八幡市国際協会への事業委託により、回協会による国際交流事業（外国文化学習会、外国料理教室等） ・多文化共生推進事業（多文化まるごと講座）を実施。 ・市民行政窓口での外国語通訳（英語・ポルトガル語）の対応。	（公財）市国際協会への事業委託を行う。 ・多文化共生推進の取組等の開催（講座、サロン、つどい等） ・外国人住民の多文化理解の役割認識、地域社会参画意識醸成 ・市民行政での意識改革等	市へ事業委託を行う。 ・講座等を3回以上実施する。 ・日本人住民の多文化理解の役割認識、地域社会参画意識醸成 ・外国人住民の多文化理解の役割認識、地域社会参画意識醸成 ・市民行政での意識改革等	都市文化 市民文化



具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分	
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況				
③体験や参加、 画機会の充実	再	茶道体験	幼児課							
	33	市民文化祭共催事業	文化会館	文化協会と共催して、普及の活動の発表の場を提供する。	近江八幡市民文化祭を近江八幡市文化団体連合会と共催する。	1回 (2日間)	ほぼ全館を使用して開催し、多くの市民の方々が来館された。文化協会の様々な活動が紹介され、団体間の交流の場となることがもたらされ、市民の文化振興の意識向上に大いに役立った。	共催事業を継続する。	市民文化	
	34	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会 (まちづくり支援課)	日ごろのサークル活動の発表の場を提供し、学区民が文化活動の成果・発表を披露しむことも、文化活動に対する参画意欲を促すことを目的とする。	すべての学区で文化祭・文化活動発表会が行われること。	11学区で実施。	各学区とも、サークルや学習活動の発表の場、交流・親睦の場として盛大に開催され、学区民の満足度も高かった。	すべての学区で文化祭・文化活動発表会が行われること。	市民文化	
	35	音楽振興事業	文化観光課	本物の音楽に触れる機会の創設および地域の歴史学習。	・実施校 (公演数) ・応募者数 (体験者数)	・8校 (11公演) ・220名	パイプオルガンを生かした音楽の普及啓蒙事業。「お出かけ演奏会」「キッズオルガン教室」「パイプオルガン探検隊」	・12校 (14公演) ・100名	継続実施。 少子化の社会背景も考慮しながら、市内児童の体験者数を増やす。市外へPR事業としての強化を図る。	市民文化 (音楽) 都市文化
	36	ブックスタート事業	図書館	赤ちゃんの健やかな成長を応援し、家庭で読書を楽しむきっかけづくりとする。	①実施回数 ②赤ちゃん絵本の貸出冊数 ③4ヶ月健診児童登録率	①1月2回実施 ②赤ちゃん絵本の貸出冊数32,409冊 ③4ヶ月健診児童登録率67.7%	親子で絵本を読む楽しさをメッセージとして伝え、ブックスタートブックを手に渡す。希望者には赤ちゃんの図書館利用カードを作成する。	・絵本を楽しむきっかけづくりとして継続して実施する。さらにはきめ細やかな支援を目指す。 ・赤ちゃん絵本の貸出増加 ・4ヶ月健診児童登録率の増加	市民文化	
	37	図書館運営事業 (おはなし会)	図書館	ブックスタートから継続した乳幼児親子の読書支援を行う。	①実施回数 ②参加者数 ③赤ちゃん絵本の貸出冊数	①1月2回実施 ②参加者数【絵本の時間】256人 【おはなしメリーゴラウンド】503人 ③赤ちゃん絵本の貸出冊数32,409冊	参加者数は前年度比9.5%減少、赤ちゃん絵本の貸出は前年度比0.2%増加した。	親子で一緒に絵本の時間を楽しめよう、継続して実施する。 ・おはなし会参加者の増加 ・赤ちゃん絵本の貸出増加	市民文化	

No.15参照

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの 総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
③体験や参加、参 画機会の充実	38	図書館運営事業 (ブックトーク)	図書館	本の楽しみを知り、 子どもたちの読書の 幅を広げる。	実施率	市内全校全クラス に実施した。	テーマに沿って、様々な ジャンルから選んだおす すめの本を紹介する。	市内全校全クラスに実施 し、子どもたちの関心 を高めることができた。	本の楽しみを知り、子ども たちの読書の幅を広げられ るよう、継続して実施す るよう。 ・実施率の維持 ・小・中学校の団体貸出冊 数の増加	市民文化
	39	図書館運営事業 (図書館見学)	図書館	図書館の役割や利用 の仕方を学び、本や 図書館への理解、関 心を高める。	実施率	市内全校の小学3 年生全員の受け入 れを行った。	図書館の学習、おはなし 会、貸出を行う。	市内全校の小学3年生全員の 受け入れを行い、子ども の関心や本への関心を高め ることができた。	子どもが図書館の役割や利 用の仕方を学び、本や図書 館への理解を深めることが できるよう、継続して実施 する。 ・実施率の維持	市民文化
	40	図書館運営事業 (職場体験等)	図書館	図書館の仕事を実際 に体験し、働くこと の意義や図書館への 理解を深める。	実施率	市内全中学校で図 書館での職場体験 を希望した生徒を 受け入れた。	カウンター体験、本の修 理、館報の作成等。	市内全中学校で図書館での 職場体験を希望した生徒に 図書館の仕事を実際に体験 してもらい、生徒が働くこ との意義や図書館への理解 を深めることができた。	図書館の仕事を実際に体験 してもらい、生徒が働くこ との意義や図書館への理解 を深めることができた。 ・実施率の維持	市民文化
	再	茶道体験	幼児課							
④文化芸術に接す る機会の拡充	41	自主文化事業	文化会館	市民に本物の舞台芸 術に触れる機会を提 供する。	①歌声コンサート ②落語会 ③7色の音楽会開催 ④親子で楽しむコンサート	①684人 ②901人 ③約750人 ④約160人	①地元の人気バンド「オ ンタイム」による、聴衆 も一緒に歌う参加型のコ ンサート。 ②文化会館開設以来開催 している、桂米朝一門に よる恒例の落語会。 ③市内7校(中・高)の 吹奏楽部による合同演奏 会。 ④関西在住の音楽大学出 身者による、親子(特に 未就学児)を対象とした 演奏会。	①市内・外から多くの方々 が来館。一緒に歌うことで より一体感のあるコンサー トとなった。 ②恒例化した催し物で、毎 年の参加者も多い。本物の 落語に触れることで芸術鑑 賞の意識が高揚した。 ③出演者の家族をはじめ、 多くの市民が、迫力ある演 奏を楽しんだ。 ④入場制限を受けることが 多い未就学児が、普段聞き なれたメロロディーを生で体 験でき、初期の情操教育に 好影響を与えた。	自主文化事業の実施を継続 する。	市民文化

No.15 参照

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
④文化芸術に接する機会の拡充	42	中央公民館講座	生涯学習課	市長ローカルマニフェスト(男女共同参画)に関する女性3人による対談と女性協働参画事業として3人の女性対談の参加者と公演の参加者数 ①男女協働参画事業として3人の女性対談の参加者と公演の参加者数 ②人権映画の参加者数 ③安土名画館の上映会への参加者数	①50名+80名 ②125名 ③120名	市長ローカルマニフェスト(男女共同参画)を見据えて、女性3人による対談とフォーグラムの公演を開催したが、両日ともに台風の影響で参加者が少なかった。女性3人による対談は、女性の社会進出にはパートナーの協力が欠かせないことであった。 人権映画では、アニメや単行本として発表されたもの、この部を映画化したものについて詳細に知っておられる方もいた。交流会も活発な意見交換の場となつた。 安土図書館での名画の上映は、上質な余暇の時間を味わっていただけただけで、好評であり参加者も多かった。	男女共同参画事業として行った対談と公演は台風の影響で参加者が少なかったが、内容が優れ、多くの示唆もあつた。 いじめを扱った映画は、内容が優れており、いじめ問題に取り組む良ききっかけ作りになつた。	人権映画11回 名画3回以上開催	市民文化	
	43	市民大学講座	生涯学習課	大学教養級の方々を6名招聘し、6講座を開設して行った。おおよそ1時間程度の講義と質疑応答を行った。	講座の開催数 講座の参加者数	年間6回 参加者204名	睡眠学習・歴史地理・農業・発達障がい・メンタルヘルズ・書道と多彩なメニューを組んで講座を開設することができた。	講座6回 参加者数480人	市民文化	
	44	やよいコンサート	総合医療センター 経営企画課	病める人々に希望と勇気を与え、心に響く音楽を奏でる。	市内外から演奏家を募り、毎月コンサートを開催する。	毎月、コンサートを開催することができた。	演奏家、聴衆双方からコンサートに対して高評価をいただくことができた。	毎月のコンサートを継続し、来院された人にとつて居心地の良い空間を提供する。	市民文化 (音楽)	
	45	絵画展示	総合医療センター 総務課	患者や患者家族など、来院される方々に絵画鑑賞による癒しの空間を創造する。	芸術団体に空間を提供できよう、常に美化に努め、稼働率100%を目指す。	常に空間美化につとめ、稼働率100%を維持することができた。	絵画を置くことにより、院内を癒しの空間として創造することができた。	稼働率100%を継続し、来院された人にとつて居心地の良い空間を提供する。	市民文化 (美術)	
46	左義長まつり写真コンクール	文化観光課	写真コンクールを通して左義長まつりを多くの方に知ってもらう。	応募者数	150名	写真を募集し審査会にて審査し、表彰する。	応募作品・応募者ともに増加しており、入賞作品を展示した作品展にも多くの観覧者が訪れている。	過去3年間で 申込み実績の無い新規応募者数	市民文化 (美術) 都市文化	

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
	47	図書館運営事業 (講座、コンサートの開催)	図書館	地域の宝を掘り起こし、未来へ繋ぎたい。親子で物づくりの楽しさを深める。	・新規登録者 増加 ・新規図書館利用登録者	・2,755人が事業に参加した ・新規登録者が昨年度より58名増加した。	市民と協働で、絵本原画展および絵本作家によるワークショップ、近江八幡の文化と歴史を伝える展示およびワークショップ、講演会、コンサート等を実施。	近江八幡の文化や歴史を市民および子どもたちに伝え、近江八幡の文化の発展につなげていく。	市民文化 都市文化	
	再	関連施設における自主事業(安土文化の郷指定管理事業)	文化観光課 (指定管理)				No.9 参照			
	48	関連施設における自主事業(匠の里、旧伊庭家住宅)	文化観光課	近江八幡市指定文化財である旧伊庭家住宅を適切に行い、市民の文化的向上に資することを目的として、任意団体であるオレガノにより一般公開および伊庭家住宅イベントのための各種を開催。	(旧伊庭家住宅) ①入館者数 ②イベントの実施回数	(旧伊庭家住宅) ①1,476人 ②6回	(匠の里)において陶芸教室、模写教室、石工教室の実施。(No.1,3参照) (旧伊庭家住宅)イベントにおいては、お花見会(箏、胡弓演奏)、観月会、クリスマス会、お雛祭り等	(旧伊庭家住宅) 観光入込客数の減少に比例するから、旧伊庭家住宅の入館者も減少傾向にある。	都市文化 市民文化	
④文化芸術に接する機会の拡充	49	関連施設における自主事業(資料館、旧西川家住宅、かわらミュージアム、特別史跡安土城跡ガイダンス施設)	文化観光課	(資料館) 郷土文化の向上ならびに教育および芸術の発展に資するために、資料の収集、展示および貸借等を行う。 (旧西川家住宅) 保存、公開することにより市民文化の向上に資するために展示を行う。 (かわらミュージアム) 教育、文化、観光等の振興を図るために、資料の収集、展示および貸借等を行う。 (ガイダンス施設) 文化の向上および観光客等の利便性の確保。	(資料館、旧西川家住宅、かわらミュージアム) ①自主事業の実施回数 (ガイダンス施設) ②入館者数	①(資料館) 3回 (旧西川家住宅) 5回 (かわらミュージアム) 5回 ②20,000人/年	(資料館) 1回 (旧西川家住宅) 2回 (かわらミュージアム) 1,2回 ②16,713人/年	(資料館) ・八幡堀まつりにおける屋台(みたらし団子)開催 (旧西川家住宅) ・八幡堀まつりにおける大正琴、津阪三味線、オカリナコンサートを開催 (かわらミュージアム) ・戦国武将の甲冑と兜面展1回他企画展を9回、ゴールデンウィーク中、八幡堀まつりにおけるライブやコンサートの開催 2回 ・体感工房(常設の瓦粘土細工教室)体験者1,138名	①(資料館) 5回 (旧西川家住宅) 5回 (かわらミュージアム) 5回 ②20,000人/年 各種の自主事業が活発に開催され、郷土文化、市民文化の向上が図られている。	都市文化 市民文化

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
④文化芸術に接する 機会の拡充	50	関連施設における 自主事業（安土城 郭資料館、白雲 館）	文化観光課	地域特産品・喫茶等 の販売事業、PR事 業。	①販売金額 (2施設合計) ②PR事業 (信長隊安土衆 出陣)	①6,000千円 ②8回	①6,783千円 ②8回	地域特産品の展示即売に 留まらず、その歴史や美 味しさを伝え、知名度向 上と販路拡大に繋げた。 信長隊安土衆として武將 隊によるおもてなしサー ビスを提供した。	①販売金額 (2施設合 計) ②PR事業 (信長隊安土 衆出陣)	都市文化 市民文化
	51	市美術展覧会	文化観光課	市民の芸術への関心 を高め、明るく楽し い文化生活を実現す ること及び地域の芸 術文化の向上のため に、美術展覧会を開 催する。	①出品数 ②来場者数	①300点 ②1,050人	①309点 ②1,126人	出品者には日頃の活動の成 果を示す機会をつくること ができた。また、広く市民 に鑑賞の機会をつくり、地 域の芸術文化の向上に寄与 した。	①出品数 ②来場者数 ③来場者の満 足度	市民文化 (美術)
⑤誰もが文化活動 に参加できる環境 づくり	52	人権フェスティバル	人権・市民生 活課	人権問題解決に向け 啓発活動を実施する とともに、相互理解 に向けた文化交流を 進めることで、人権 意識の向上を図る。	①参加者数 ②アンケート結 果において9割 以上の参加者が 満足できる内容 の企画	①300名 ②アンケート回 答者の9割 以上が満足で ある	①約220名 ②アンケート回 答者の9割以上が満 足である	内容については、一人語り や歌やトークを交えて変化 をつけることで、飽きること なくより深い理解が得ら れたが、参加者の増加は見 られなかった。	①500名 ②回答者の9割以上が満足 である	市民文化
	53	人権尊重のまちづくり 市民講座	人権・市民生 活課	毎年テーマを1つ決 め、様々な人権問題 について、講演会を 企画し、開催する。	①参加者数 ②アンケート結 果において9割 以上の参加者が 満足できる内容 の企画	①150名 ②アンケート回 答者の9割 以上が満足で ある	①約101名 ②アンケート回 答者の9割以上が満 足である	「部落差別解消推進法」が 施行されたことから、部落 差別を題材として講演会を 実施した。参加者は思うよ うに伸びなかったが、参加 者の多くが満足を得られ た。	①200名 ②回答者の9割以上が満足 である	市民文化

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
⑤誰もが文化活動に参加できる環境づくりに	54	人権尊重のまちづくり推進員事業	人権・市民生活課	人権尊重のまちづくり推進員を対象として、懇談会を開くための研修会を実施する。また、DVDや冊子等の学習資料の提供も行う。	自治会における懇談会の開催率 85%	82%	各自治会における人権尊重のまちづくり懇談会の開催	95%	市民文化	
	再	市民文化祭共催事業	文化会館							
	55	図書館運営事業 (貸館)	図書館	市民の心豊かな文化活動の推進に寄与する。	図書館集会所の有効活用により、図書館利用者の増加を図る。	①貸館実績件数144件 (うち料金発生18件、68,210円) ②貸館利用人数1,937人 ③20周年記念事業実行委員会が20周年事業として、ワークショップや近江商人の妻たちの着物展、講演会やコンサート等を実施し、図書館を利用していない人の利用が増えた。	市民および団体を対象に、図書館内の集会所を文化芸術団体や生涯学習団体に貸し出すことで、読書普及や文化芸術振興に寄与した。 H29年度は、通年の貸館以外に図書館20周年記念実行委員会が20周年事業として、ワークショップや近江商人の妻たちの着物展、講演会やコンサート等を実施し、図書館を利用していない人の利用が増えた。	①貸館件数185件 ②のべ利用者数105,000人	市民文化	
	56	障害者福祉事務事業	障がい福祉課	障がい者の文化的活動を通じて障がいへの理解を深める。	文化活動や講演会等については、市の後援を行うとともに、広報やホームページにおいて市民に広く周知を図っていく。	後援：7件 広報掲載：12件 HP掲載：6件	文化活動や講演会等の後援	文化活動や講演会等については、市の後援を行うとともに、広報やホームページにおいて市民に広く周知を図っていく。	都市文化	
	57	市民共生センター運営事業(地域共生型サークルづくり)	障がい福祉課 (市民共生センター)	高齢者や障がい者の団体やサークル等の活動の場の提供。	①100事業 ②500人	①98事業 ②479人	講座の開催のべ98回 参加人数480名 ・パソコン教室18回 ・パソコン700-教室70回 ・折り紙教室3回 ・健康体操教室2回 ・囲碁将棋交流大会2回 ・書道教室1回 ・寄せ植え教室1回 ・ソフ777作り教室1回	各自自主事業や当センター利用者の、普段の活動の場を創出することが出来、市の文化芸術の振興に寄与できた。	120事業	市民文化

No.3 3 参照



具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
⑤誰もが文化活動に 参加できる環境 づくり	58	市民共生センター 運営事業(はつら つのつどい)	障がい福祉課 (市民共生セ ンター)	障がい者や高齢者 など地域に住む すべての市民が互 いに人権を認め合 い、共に生き、共 に支え合う市民社 会をつくり、向 けて12月の障害 者週間にちなみ つどいを開催す る。	① 1回 ② 200人 ③ 参加者数	① 1回 ② 180人	「共に生き、共に支え る」をテーマには つらつのつどい や手話詩の発表、 盲導犬や、福祉 団体による模擬 店を行った。また 、当センター等 による活動中の 絵画や、書道等の 作品展示や文化 教室体験、障害 者スポーツの一 つであるアイン グレイズ体験な どを行った。	① 1回 ② 300人	市民文化	
	59	健康増進事業	健康増進課	健康はちまん21 プラン(第2次)の 策定により市民 の健康保持増進 を図る。	前計画を評価し、 新たに健康は ちまん21プラン (第2次)を策 定	平成30年3月策 定	市民健康調査等 により近江八幡 市民の健康課題 を策定	平成34年度ま での計画であ るため未設定	市民文化	
⑥顕彰の実施	60	子ども文化芸術 賞	文化観光課	子どもたちの豊 かな心と感性を育 む文化芸術活動 を奨励する。	応募件数	10件	文化芸術活動を 熱心に行ったり 、全国的な大会 等で優秀な成績 をおさめた18歳 以下の個人や団 体を表彰し、本 賞の受賞を誇 り、活躍を応援 する。自薦・他 薦は問わない。	10件	都市文化	
⑦文化会館の積極 的な利用	再	自主文化事業	文化会館					継続実施。ど も内このことが 表彰されること を目標とするよ うな「賞」とし て、賞の知名度 ・認知度を高め る。		

No.4 1 参照

2. 文化の情報の収集と発信

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①文化情報の収 集・発信	61	広報事業	秘書広報課	市内各施設及び 民間が行う事業 の情報の発信。	情報発信数 ①報道機関 ②広報紙 ③SNS (Face book)	各分野を通して 発信している (H28.10開始 のFace Bookで は投稿数約139 回)	市内各施設及び 民間が行う事業 についての情報 発信	Face book閲覧 数1000人	都市文化	

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①文化情報の収集・発信	62	読書活動推進事業 (館報、ホームページ)	図書館	一人でも多くの市民が図書館を利用し、活字文化を共有することでの生涯学習の普及が図られる。	大人向け、児童向け、中高生向けの3種の館報の毎月発行、及びホームページでの公開。	大人・児童向けの館報は毎月1回発行し、ホームページにも、展示コーナー、館報を掲載した。	月替わりのコーナーや司書のおすすめ本紹介チラシ、図書館報を作成。図書館ホームページには、上記の活動や図書館行事を掲載。	①館報の月1回発行とホームページへの掲載 ②毎月のコーナー紹介	市民文化	
	63	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化観光課	ヴォーリス建築の文化的価値への理解を深め、後世に継承することとすることを目的とする。	インターネット(フエイスブック)での普及啓発。講演会・報告会の開催。ヴォーリス建築マップの頒布。	・平成29年6月3日・4日に熊本市において講演会や見学会を開催。 ・フエイスブックの随時更新。 ・ヴォーリス建築マップの頒布。	インターネット(フエイスブック)での普及啓発。講演会・報告会の開催。ヴォーリス建築マップの頒布。	インターネット(フエイスブック)での普及啓発。講演会・報告会の開催。ヴォーリス建築マップの頒布。	都市文化	
②文化団体に関する情報の発信	64	マナビイ通信	生涯学習課	生涯学習の情報を収集し、市民へ提供するため、市及び市関連施設の行事・講座・教室の予定一覧を上半期ごとと下半期ごとに分けて作成し、各コミセンや関係施設に配布する。市のホームページにも掲載する。	年2回発行	2回発行 市HPへの掲載 関連施設への配布	市及び市関連施設の予定一覧を上半期ごとと下半期ごとに分けて作成し、各コミセンや関係施設に配布する。市のホームページにも掲載	2回発行 市HPへの掲載 関連施設等への配布	市民文化	
	65	広報活動	各学区まちづくり協議会(まちづくり支援課)	各学区まちづくり協議会が実施している事業及び報告などを主に学区民を対象に周知に努め、地域活動の活性化を図る。	年2回発行 11学区で実施	11学区で実施	色々な手段を活用しながらまちづくり協議会事業の学区民への広報周知が出来る。	すべての学区で学区民への情報提供・発信が行われること。	都市文化 市民文化	
66	文化団体機関紙発行(文化団体活動支援事業)	文化観光課	補助金の交付により市内の文化団体が行う文化芸術活動を支えることでの文化芸術の発展に寄与する。	年2回 機関紙の発行	年2回(1回は安土地域で各戸、1回は市内全域で全戸配布)	市文化団体連合会への補助金を活用して、2回の機関紙を発行された。	例年どおり、それぞれの団体での活動状況が市民に発信され、	組織の一体化により、連合会内の全団体の活動を市内全域に発信できるようにする。	市民文化	



具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分	
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況				
③文化団体の交流 の場の確保	再	市民文化祭共催事業	文化会館							
	再	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会 (まちづくり支援課)							
	再	広域観光プラン デザイン事業	文化観光課							
	再	人生伝承塾	生涯学習課							
⑤近江八幡市出身 文化人・芸術家の 把握と連携	67	読書活動推進事業 (資料収集)	図書館	図書館資料の収集、 読書環境の充実。	①市民一人あたりの資料費 ②総貸出冊数	いずれも前年度比増加を目指す	①前年度と同額 ②前年度比1.9%増加	社会情勢に即した新しい情報・市民ニーズに的を絞る資料提供が行えるよう、図書及び資料の充実を図る。	①県平均金額 ②前年度比100%以上	市民文化
	68	読書活動推進事業 (雑誌スポンサー)	図書館	雑誌スポンサーによる資料の充実。	前年度よりもスポンサー雑誌数を増やす。	9冊を上回る。	1.5冊(6.7%増加)	図書館資料の充実を図るため、企業・団体・個人から雑誌の購入代金を負担していただく代わりに、提供された雑誌の最新号のカバー表紙、裏表紙に企業名及び企業広告を掲載し、広報宣伝として活用いただく。	スポンサー雑誌数を20誌を上回る。	都市文化

## V 文化活動の担い手の育成

### 1. 文化を創造する人材の育成

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況			
①後継者育成の仕組みづくりと指導者の育成	69	グローバル八幡塾 事業	総務課	多様な文化や価値観への理解を深め、グローバルな視点を通じた職員力の開発を促進し、その成果を市政に反映させる。	①職員海外派遣者数 ②派遣職員の成果の市政への反映	①1名 ②派遣職員の成果を活かした自主活動の継続と展開	職員海外派遣は該当者がなかった。派遣職員が派遣の成果を活かし島小書活動において始業前の紹介等の自主活動を継続して行った。事業の総括を行い、次年度以降の方向性について検討し決定した。	人材育成基本方針等に市職員のグローバル化の推進等方向性を明示し、方針に基づき具体的な推進方法を実施することによって、グローバルな意識と行動力をもつ職員の育成が進められている。	都市文化

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの 総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①後継者育成の仕 組みづくりと指導 者の育成	70	いさいき職員育成 事業	総務課	人材育成基本方針に よる「めざすべき職 員像」を目指した人 材育成。	①実施回数 9回 参加者 数 延べ 1,870名 ②参加研修数 35 参加者数 364名	①実施回数 10回 参加者数 延べ 1,416名 ②参加研修数 35 参加者数 309名	各年度職員研修計画によ る各種研修(内部研修、 派遣研修、人権研修)の 実施、派遣	より効果的な研修や制度の 実施、派遣等を通して、「人 材育成基本方針」を目指し た人材育成、能力開発が進 められている。	都市文化	
	71	ハイブオルガン奏 者育成事業(安土 芸芸の郷指定管理 業務)	文化観光課 (指定管理)	国内有数のハイブオ ルガンを活用し文化 芸術活動でできる人材 を育てます。	24回/年	24回/年	市内外、県外からの受講生 も受け入れ、技術向上を目 指すオルガン教室を実施で きた。	継続実施  24回/年	市民文化 (音楽)	
②子どもたちの文 化創造体験の拡充	72	青少年美術展覧会	学校教育課	市内園児・児童・生 徒の作品を展示し、 子どもたちの豊かな心 を育むとともに、市 内校園所における図 工・美術・書写教育 の振興と文化の向上 を目的とする。	①美術展覧会 開催回数	①青少年美術展覧 会を3日間開催し た	青少年美術展覧会では、市 内保育園所、こども園、幼 稚園、小・中学校より13 58点の出品があり、展覧 会を通して、子どももの豊か な心育を育み、芸術性を養 うとともに、教員の指導力 向上のための機会となつ た。	①美術展覧会を3日間開催 する。	市民文化 (美術)	
	再	音楽振興事業	文化観光課							
③地域文化振興の 担い手の育成										
No.35 参照										
2. 文化によるまちづくり										
具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績		文化振興の観点からの 総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分	
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況				
①市民の企画・立 案・運営による文 化芸術の振興	再	図書館運営事業 (貸館)	図書館							
	再	文化団体活動支援 事業	文化観光課							
No.55 参照										
No.31 参照										

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
②地域の文化団体 による文化活動の 推進	再	文化団体活動支援 事業	文化観光課							
	再	各学区文化祭	各学区まちづくり協議会 (まちづくり支援課)							
	再	人生伝承塾	生涯学習課							
	再	図書館運営事業 (ブックトーク)	図書館							
③学校教育における 文化活動の充実	73	図書館運営事業 (学校図書館活用 支援事業)	図書館	学校図書館の充実、 活性化のための整備 支援を行う。	学校図書館への団 体貸出冊数 2,334冊	小・中学校への団 体貸出冊数 2,334冊	当市の学校が「学校図書 館活用支援事業」に選任 され、当館の職員と協 働し、個々の学校が抱え る課題を診断しリニ ューアルプランを提示、除 籍、分類変更、レイアウ トの改善などの環境整備 を生徒、先生、PTAや 地域も参加する仕組みづ くりを行い、リニユーア ル後には検証授業を実施 し、学校図書室活用の普 及を行う。	小中学校への団体貸出冊数 の増加。	市民文化	
	74	お出かけ演奏会	文化観光課	本物の音楽に触れる 機会の創設および地 域の歴史学習。	実施校 (公演数) 9校 (11公 演)	8校 (11公演)	学校にむいて、歴史学 習とポルタテイルオ ルガン、歌、フルート のミニコンサートを行う。	・12校 (14公 演) 継続実施。 少子化の社 会背景も考 慮しながら、市内外 へPR事業と しての強化 を図る。	市民文化 (音楽)	
④医療機関、福祉 施設等との連携	再	やよいコンサート	総合医療セン ター 経営企画課							
	再	絵画展示	総合医療セン ター 総務課							

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分		
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容					
④医療機関、福祉施設等との連携	75	市民共生センター運営事業	障がい福祉課 (市民共生センター)	高齢者や障がい者の団体やサークル等の活動の提供。	① 施設稼働率 ② 年間利用者数 ③ 自主事業実施数	① 82% ② 31,000人 ③ 100事業	① 82% ② 30,283人 ③ 95事業	講座の開催や、はつらつのつどいにおいて、絵画や書道等の作品展示。	各自主事業や当センター利用者の、普段の活動や成果発表の場として市の文化芸術の振興に寄与できた	① 84% ② 33,000人 ③ 120事業	市民文化	
⑤東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組み												

## VI 協働の仕組みづくり

### 1. 文化施設の有効活用

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の視点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化 区分		
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容					
①文化会館の利用促進	再	市民文化祭共催事業	文化会館									
②行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備	76	近江八幡市文化振興審議会	文化観光課	学識経験者や文化人をはじめ、多彩な分野で活躍している方々によって構成されている審議会での、市の文化芸術振興について論議を行う。	開催回数	2回	2回	市民参画を図るための公募委員2名を含む10名の審議会委員による会議を年2回行い、公募のまちづくり芸術振興補助金の採択審査や、市の文化振興の方策について議論した。	文化振興基本計画の進捗管理を行いながら、審議会の意見・提案を集約し、関係部局と調整を行い市の文化芸術振興を図る。	都市文化		
③施設・設備の充実等	77	図書館施設維持管理事業	図書館	利用者にとっても安全・安心な施設であるため、施設・設備の適切な維持管理を目的とする。	修繕の優先順位を定め、計画的に行っている。	・照明LED工事 ・三方弁修繕 ・トイレ故障箇所修繕 ・消防設備修繕 ・玄関自動ドア修繕 ・冷却水配管修繕 ・膨張タンク修繕	施設及び設備の維持管理。	施設の修繕を行うことにより、利用者に快適な読書環境を提供することができた。	長期的な施設の利用のため、適切な修繕計画と維持管理に努めていく。	都市文化		

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価(担当課評価)	計画最終年度目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値又は達成目標	実績値又は達成状況	内容			
③施設・設備の充実等	78	市民共生センター維持管理事業	障がい福祉課(市民共生センター)	高齢者や障がい者等の団体・サークルが安心して利用できるよう施設・設備の維持管理を行う。	・高圧電源設備の修繕 ・照明設備修繕 ・非常用照明の修繕 ・トイレ故障箇所修繕	施設・設備の維持管理	利用者が安心して施設・設備を利用できるよう、修繕を行うことができた。	経年劣化による施設・設備の修繕のため、適切な計画と維持管理を行う。	都市文化	
	79	文化関連施設維持管理(指定管理業務)	文化観光課	文化関連施設の適正な維持管理と利用者の満足度向上のため、伝統的な建築物の美観と建物の機能の充実に修繕を行う。	・白雲館のトイレを様式化 ・安土文芸の郷、旧西川家住宅、かわらわらミニミュージアム、安土城郭資料館、白雲館等に寄与する破損の修繕	施設・設備の改修により、利用者の利便性を図る。天災等による破損に対し、伝統的な建築物の美観と建物の機能向上に修繕を行う。	白雲館のトイレを様式化し、利用者の利便性が向上した。また、各施設での緊急修繕に対応した。台風による白雲館とかわらわらミュージアムの壁(しつくい)の剥離については、冬季の修繕が不適当なことから、次年度に対応することとした。	・施設・設備の改修により、利用者の利便性を図る。 ・天災等による破損に対し、伝統的な建築物の美観と建物の機能向上に修繕を行う。	都市文化	
④県・近隣市町との交流・連携	80	文化関連施設修繕(市立資料館)	文化観光課	歴史的建造物である市立資料館を、観光の拠点として地域の活性化を図るため、改修工事を行う。	・耐震補強、防蟻処理、ヴォーリス建築の意匠を損なわない美装化。 ・利用者の利便性を高めるスペースの増築。	外観は当時の仕上げを活用し最低限の補修。屋根は全面葺き替え。収蔵施設の充実、バリアフリー化、コワーキングスペース・イベントスペースの増築、滋賀県選択無形民俗文化財である左義長まつりの資料を展示・収蔵するためのスペースの整備など。	設計通り施工し、施設の実が図れた。	—	都市文化	
	81	文化関連施設修繕(文化会館)	文化会館	市が保有する文化関連施設の適正維持。	耐震補強・空調設備改修等工事実施	施設及び設備の維持管理	ほぼ設計通り施工	計画に基づき修繕を実施する。	都市文化	
④県・近隣市町との交流・連携	82	織田信長サミット	住民課	織田信長にゆかりのある市町との交流を深め、歴史、観光、文化、産業の振興を推進する。	富士宮市で開催された織田信長サミットに参加し、加盟市町との交流を行うと共に、近江八幡市のPRを行うことができた。	2年に一度、加盟市町の持ち回りで織田信長サミットが開催される。そのサミットに参画し、近江八幡市のPRを行う。	次回開催地の名古屋市内において、市長から織田信長にまつわる近江八幡市のPRを行うことにより、新たな観光客の誘致につながる。	都市文化		

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
④県・近隣市町との交流・連携	83	広域観光および友好都市交流事業	文化観光課	周辺市町・関連自治体の観光施策と連携し、宿泊型・滞在型観光を促すとともに広域連携による他団体の活用による観光資源を有効活用して効果的な観光振興を図る。	本市の歴史的・文化的観光資源について広域的で積極的な情報発信を展開し、宿泊型・滞在型の誘客につなげる。	観光入込客数（H27年中→28年中・前年比）①東近江地域：130.5%、 ②滋賀県域：151.1%、 ③宿泊者数115.6%、 ④滞在型観光者数110.1%	広域の観光協議会等に加え、本市及び近隣市町が持つ歴史的・文化的観光資源の来訪目的性を高め、本市内や県内における滞在時間（リピータ型・滞在型）の誘客促進に有効である。	広域連携を活かして、本市及び近隣市町が持つ歴史的・文化的観光資源への来訪目的性を高め、本市内や県内における滞在時間（リピータ型・滞在型）の誘客促進に有効である。	都市文化	
	再	ヴォーリス建築文化ネットワーク	文化観光課				No.63参照			

## 2. 市民との協働

具体的取組	No.	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
①市民文化活動への支援の拡充	再	図書館運営事業（貸館）	図書館							
	再	文化団体活動支援事業	文化観光課							
	84	文化関連事業に対する後援	文化観光課	広く市民に開かれた講演会や催し等の事業に対し、後援名義の使用を承認し、広報等の支援を行う。	承認件数 年間20件	21件		適正に審査を行い、市の文化振興につながる公益的な事業を推奨した。行政が後押ししていることでの参加者の増加が見込まれた。	30件	都市文化
②市民が主役の文化振興の仕組みづくり	再	図書館運営事業（貸館）	図書館							
	再	文化団体活動支援事業	文化観光課							

具体的取組	№	事業名	担当課	事業概要	H29事業実績			文化振興の観点からの総合評価 (担当課評価)	計画最終年度 目標値又は達成目標	文化区分
					指標/目標値 又は達成目標	実績値又は 達成状況	内容			
③市民参画・協働 型事業の充実	85	市政モニター制度	秘書広報課	市の事業や施策に対する市民の関心や期待が、市民の声を聞き、市民の意見を反映し、市民各層の意見を収集し、企画や行政施策の効果などに活用する。また、企業や行政施策の効果などに活用する。	アンケート回答率 全3回とも 90%以上	第1回目：96% 第2回目：95% 第3回目：94%	市民各層より公募にてモニター100人を選出。各課より市民に聞き取りたい事例をアンケート形式にて全3回実施し、そこで出た意見を真約し事業や企画の資料とする。	—	都市文化	
	86	広聴事業 未来を聞く提言	秘書広報課	市政へアイデアや提言を市民から募集を行い市政に反映させていく。	実施回数	①市長と気軽にトーク2件 ②市長を囲む車座談義19回 ③メール・手紙等33件	「市長と気軽にトーク」など	全3回のアンケート実施により、市政への市民各層の関心を提供し、市民各層の意見を収集することができた。また、結果を市ホームページや広報紙に掲載することにより、いただいたご意見を広く一般に共有することができた。	①5回 ②5回	都市文化



## (参考資料)

### 1. 近江八幡市文化振興条例

平成26年3月25日

近江八幡市条例第3号

(前文)

近江八幡市は、世界有数の古代湖である琵琶湖とその内湖、水路などに象徴される景観と多様な動植物の生態がみられる豊かな自然に抱かれている。

歴史文化に目を向ければ、古来よりの歌どころである老蘇の森、県内では最古最大級の瓢箪山古墳、戦国の雄たちの居城であった観音寺城、安土城、八幡山城など、著名な史跡に恵まれ、中山道、朝鮮人街道、八風街道などの陸路と湖上水運の要所として人と物資の往来が絶えず、いつの時代にあっても豊かな生産力が維持されていた。

このような豊かさを背景に持つわたしたち近江八幡市民は、自然や風俗・習慣・歴史などの文化の恵みを、市民共有の財産としている。社会をめぐる諸条件の変化により、伝統的な文化や価値観の継承が困難となりつつある今日、次の世代に引き継ぐこと、また様々な新しい文化を理解し調和させていくことなど、意識的な取り組みが必要となっている。そのために、私たちは地域の歴史と風土に学び、地域の良さをあらためて認識することに努め、それらを活かした多彩な文化活動の振興を図るものとする。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性及び活力の豊かな地域の文化生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及び電子機器等を利用したもの。）等の芸術、地域において継承されてきた文化的資産（有形及び無形の文化財、生活文化等）、人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景等をいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととする。

(1) 文化活動を行うことが市民の権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動に参加できる環境の整備が図られなければならない。

(2) 市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

(3) 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

(4) 先人たちの営みによって築かれた文化が市民共有の財産としてわかちあわれ、次代に引き継がれるよう配慮されねばならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動を担う主体であることに鑑み、様々な機会を通じ相互に理解し、尊重し、交流を深めることにより文化の振興に寄与するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 広く市民の意見が反映されるようにすること。

(2) 文化活動を行う団体及び個人(以下「団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

3 市は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制の整備、財政上の措置に努めるものとする。

4 市は、市が実施する各種の施策において、文化振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、団体等の自主性及び団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動及びその相互の連携が促進されるよう、助言、環境の整備その他の支援を行うものとする。

(文化振興基本計画)

第6条 市長は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 市長は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くとともに、第16条に定める近江八幡市文化振興審議会に意見を求めるものとする。

(多様な文化資源の把握等)

第7条 市は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(協働の仕組みづくり)

第8条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化活動の充実を図るため、市民、芸術家等、事業者、教育機関等及び市との間における様々な協働が活発に行われるように、協働の仕組みづくり及び場の整備等を行うものとする。

(子ども、高齢者、障がい者等の文化活動の充実)

第9条 市は、全ての市民の文化活動への参加を実現するため、文化活動の範囲を制約されがちな子ども、高齢者、障がい者等が文化に親しみ、これに参加し、又は自主的な文化活動が活発に行われるよう施設の整備、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流)

第10条 市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(歴史的文化遺産)

第11条 市は、地域の文化財、伝統的な行事等の歴史的文化遺産の保存及び活用並びに伝統的な芸能の継承及び発展を図るため、歴史的文化遺産の調査、維持管理、修復、整備及び公開に努めるとともに、伝統的な芸能の活動の場及び鑑賞の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域産業の振興)

第12条 市は、市民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第13条 市は、文化活動を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(文化的都市景観の形成)

第14条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

(顕彰)

第15条 市は、文化の振興に関し功績のあった団体等の顕彰に努めるものとする。

(審議会)

第16条 市における文化振興に関する事項について調査及び審議するため、近江八幡市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

(1) 文化振興基本計画の策定に関する事項

(2) その他文化の振興に関する重要事項

3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織し、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学識経験を有する者(文化に関し識見を有する者を含む)

(2) 公募による市民

(3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 平成30年度近江八幡市文化振興審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属等
会 長	中 川 幾 郎	帝塚山大学名誉教授
副会長	辻 喜 代 治	成安造形大学名誉教授
	秋 村 田 津 夫	近江八幡商工会議所会頭
	善 住 昌 弘	安土町商工会前会長
	安 達 静 栄	近江八幡市文化団体連合会副会長
	中 江 幸 男	安土町文芸の郷振興事業団理事長
	小 川 芳 克	第52代近江八幡青年会議所理事長
	上 田 雄 三 郎	公募委員
	山 田 恵 美	公募委員
	日 岡 昇	近江八幡市教育長

3. 平成30年度近江八幡市文化振興基本計画進捗管理プロジェクト委員名簿

(敬称略、順不同)

所属	職名	氏名
総合政策部 政策推進課	副主幹	夜野 友昭
総合政策部 まちづくり支援課	副主幹	東 有希
総合政策部 文化観光課（文化財G）	副主幹	才本 佳孝
総合政策部 文化観光課（観光振興G）	主事	岡地 竜男
文化会館	専門員	西家 淳朗
福祉保健部 障がい福祉課	主査	永谷 直美
市民部 人権・市民生活課	主任主事	土田 卓志
産業経済部 農業振興課	課長補佐	岡村 泰孝
教育委員会 学校教育課	課長補佐	川端 哲巳
教育委員会 生涯学習課	副主幹	岡田 佳子
教育委員会 図書館	主査	世古 淳